

平成25年第2回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成25年6月13日（木曜日）午前9時02分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第30号議案 幸田町税条例の一部改正について
第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第33号議案 幸田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第34号議案 幸田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
第35号議案 財産の取得について（小中学校コンピュータ）
第36号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 池田久男君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 浅井武光君 |
| 16番 大嶽弘君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------|--------|--------------------|-------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 総務部長 | 小野浩史君 | 住民こども部長 | 桐戸博康君 |
| 健康福祉部長 | 鈴木司君 | 環境経済部長 | 山本幸一君 |
| 建設部長 | 近藤学君 | 住民こども部次長兼
こども課長 | 児玉幸彦君 |
| 会計管理者兼
出納室長 | 小山信之君 | 教育長 | 内田浩君 |
| 教育部長 | 春日井輝彦君 | 消防長 | 山本正義君 |
| 消防次長兼
予防防災課長 | 齋藤正敏君 | | |
-

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

- 事務局長 山本忠志君
-

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦勞さまで。

ここで、町長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、1件御報告でございます。

皆様方のお手元に交通死亡事故発生速報No. 4というのが届いているかと思えますけれども、6月8日の午前0時半に23号のバイパス、須美のインターチェンジから上がったところで事故が発生いたしまして、東京の大学生が事故を起こし、とうとい命を亡くされたという状況でございます。私ども今、566日か567日ということで死亡事故がなかったわけでございますけれども、今年度に当たりまして1件をカウントせざるを得ない状況でございます。

今後とも、交通死亡事故のないように交通安全にさらに努めてまいりたいというふうに思っておりますので、1件報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 御報告いたします。

大竹企画部長は体調不良のため、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時02分

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

議案質疑に関します事前要求資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた理事者13名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、1番 中根秋男君、2番 杉浦あきら君の御両名を指名いたします。

日程第 2

○議長（大嶽 弘君） 日程第 2、第 30 号議案から第 36 号議案までの 7 件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第 55 条及び第 56 条の規定により、1 議題につき 1 人 15 分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いいたします。

まず、第 30 号議案の質疑を行います。

13 番、丸山千代子君の質疑を許します。

13 番、丸山千代子君。

○13 番（丸山千代子君） 寄附金の税額控除の改正についてでありますけれども、これは復興特別税が課税されることから、ふるさと寄附にかかわる見直しということでありまして、このふるさと寄附金の件数と金額について、幸田町での影響額等についてお尋ねするものであります。

このふるさと寄附にかかわる見直しによって減収が生じるわけでございますけれども、この、国の負担というのはどうなるのかということでございます。

資料で出させていただきました影響額、これにおきましては、見込み額として平成 25 年度の実績ベースによって試算をされたということでありまして、約 2 万 2,000 円個人町民税が増収となるということになっておりますけれども、この点について、これも説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 一般的に言われておりますふるさと寄附につきましては、全ての都道府県市区町村に対する寄附と位置づけられております。

また、震災の関係で日本赤十字社や中央共同募金会などに義援金として寄附をする場合も、このふるさと納税の扱いとなります。

実績につきましては、幸田町に住民票がある方が確定申告においてふるさと寄附をした方は、東日本大震災のありました平成 23 年中の件数が 172 件、額が 1,571 万 8,000 円、翌 24 年中の件数につきましては、26 件、272 万 1,000 円であります。

ただ、この内訳につきましては、義援金であるのか、それ以外のものなのかという内訳については、把握ができない内容となっております。

また、県外の方が、あるいは幸田町以外の愛知県の市区町村にお住まいの方が幸田町にふるさと寄附をしていただいた件数につきましては、平成 21 年中のものが 3 件、14 万円、平成 22 年中にありましたのが 2 件、301 万円でありました。

今回の改正につきましては、東日本大震災を受けまして復興特別所得税ができました関係で、こうした寄附をされた方の軽減控除が新たにこの復興特別税分も含まれました

ので、その分が個人町民税の控除額に反映をされてくるということで、反映するという
ことは、控除額が個人住民税のほうが減るということで、収入という意味で、今回、2
万2,000円という試算をさせていただいたところであります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 税負担軽減という点から言えば、これは住民にとっては、総枠は
変わらず、その控除される金額が復興特別税の分がふえるだけで、総枠は変わらないと
いうふうな現行制度から見た場合、枠としての考え方はそのようになっているというふう
に、資料というか、いろんなものを見ますと、そのようになっているわけですがけれど
も、今回の控除額の見直しに当たっては、幸田町にとってはどのような反映があるのか、
その点についてもお尋ねしたいというふうに思うわけでありまして。住民にとっては変わ
らないという内容になるのではなかろうかということでありまして、その点はいかがで
しょうか。

次に、住宅ローン減税についてお尋ねするものでありますけれども、関係資料におき
ましては、改正の概要の中身としては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除
の適用期間等の特例ということで、所得税の住宅ローン控除の対象者が書かれているわ
けでありますけれども、これは東日本大震災にかかわる分だけではなくて、国民全体に
係る住宅ローン減税ということで、これは消費税増税の激変緩和策として拡充されるも
のではないかということでありまして、それによって間違いはないかということでご
ざいます。

それから、この住宅ローン減税によっての影響見込み額、これを出していただきまし
たけれども、これについて減税に伴う国の補・というのはどのようなになっているか、お
尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、寄附金の控除の件でございます。

住民の方からとりますと、寄附金をしていただいた2,000円を超える金額につい
て全額が控除されるという仕組みについては変わりはないということでございます。

それから、住宅ローン減税につきましては、資料の中で、東日本大震災を受けてとい
うことではあります、この住宅ローン減税の含みが東日本大震災のことも大きな柱とあ
りましたので、資料中、そういう表現をいたしましたけれども、議員おっしゃって
いただきましたように、国民全体に係ります住宅ローン減税の拡充という内容ござい
ます。

それから、見込み額につきましては、試算をいたしまして、1年で約608万4,0
00円、資料の下段にあるとおりでございます。

なお、この国の補・の有無ということでございますが、全額国費で補・をされること
となります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この影響見込み額につきましては、これはいつの分の影響見込み
額かということでありまして。

平成26年から29年までの入居者についての住宅ローン控除の適用は、これは実績
はないわけですので、これから駆け込み需要というものが予想されるわけでありまして、

また同時に幸田町におきましては、住宅開発も進められている中で、こうした住宅ローン控除に係る件数もふえてくるのではなかろうかというふうに思うわけでありますけれども、いずれにいたしましても、これから消費税増税、来年の4月には8%、翌年の10月からは10%という、こういう中であって、勤労者の住宅取得にかかわるのが大変なことになってくるということで、駆け込み需要もふえるかというふうに思うわけでありますが、こうした減税に伴う国の補・というものがきちとなされなければ地方の税収は減ってしまうわけでありますので、その点について、これは全額国費ということであります。

それから、次に延滞金についてでありますけれども、ようやくこの延滞金に係る引き下げというのが14年ぶりに実施をされるということのようでありますけれども、この延滞金にかかわって算出される貸出約定平均金利というのが新たに算定基礎として、これは出されておりますけれども、これと公定歩合との関係、この点についてはどのようになるのかお尋ねするわけでありますけれども、この条例を見ますと、今までは延滞金については金額が示されていたわけでありますけれども、今度、どちらかを選ぶということになるならば、これは延滞金は変動性になるのかということでありますけれども、その点について説明をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、住宅ローンの試算内容のお尋ねだと思います。

実際には、26年から入居をする人からということになりますので、あくまでも試算値ということで計算をさせていただきました。

そのもとになりますのは、現在、住宅ローン控除を受けてみえて、控除額の最高額者、ここの本日お配りをいたしました事前要求資料でいきますと、一番下段の現行5%、最高9万7,500円というパーセントが7%に拡充をされてくるわけですが、この最高ランクを受けている幸田町にお住まいの方の人数においてシミュレーションをした結果が608万円という計算が出たということで、新たに住宅開発で需要を見込んだという内容ではございません。

それから、延滞金のほうの関係で、貸出約定平均金利とはということでございます。これは、日本銀行が公表をいたします前々年の10月から前年の9月までの銀行が新たに行った貸付期間が1年未満の短期の貸し付けにかかる利率の平均金利という中身でございます。

委員おっしゃっていただきましたように、これまでの特例基準割合の考え方は、公定歩合をもとに、本日、お出しをいたしました2番目の表にも、現行の特例、公定歩合プラス4%という形がありますけれども、今回の改正におきまして、ただいま説明いたしました貸出約定平均金利という考え方に変わっていくということでございます。

ですから、平均金利ということを出していく上では、平均が上がればもちろん連動してくるという意味での変動はあるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 延滞金の変動についてでありますけれども、関係資料の中で、延滞金の割合等の特例ということ書かれているわけでありますけれども、その中で、延

滞金に係る各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、延滞金の区分に定める割合とするということでありますので、この辺を貸出約定平均金利、これを今回基準とするわけでありますけれども、しかしながら今までは7.3%に満たない、こういう場合にはまた違う基準というふうに、この関係資料の中では読み取れるわけでありますけれども、その辺で、この今回の改正に当たっては変動なのかということですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 延滞金のこの事前要求資料の表をごらんいただきたいわけですが、例えば1カ月以内に発生をいたしました延滞金のパーセンテージにつきましては、本則で7.3%ということですが、これも特例が施行されておまして、現在4.3%ということですが、これは、公定歩合4%に0.3%を足したものとということですが。

今回改正になりますのは、貸出約定平均金利ということで、仮にこの金利が1%という算定のもとでさせていただくならば、貸出約定平均金利1%プラス1%、それに1%を加えた3%に改正をされるという中身で、総じて言いますと、1.3%の引き下げがなされるということになります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） とにかく、延滞金にかかわっては、特例として4.3%を掛けていたのを、今度、1.3%引き下げて3%になるという、その計算のもとに延滞金がついてくるということでありませうか。そういうことで理解してよろしいかということですが。

そうしますと、今回のこの貸出約定平均金利、公定歩合ではなくて、これをもとに算出されるということで、住民にとってはこれはどうなるのかということですが。今までの公定歩合による算定基準とこれからの新たな算定基準、この点について、どちらのほうが住民にとってはメリットがあるのかということですが、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、今回の変更にかかわります住民の方々への影響ということですが。

納期までに納めるべき税等が納期までに納められなかったということで、延滞金が発生をしていくわけでありませう。納期限が1カ月以内については、今、4.3%、2カ月目からになりますと、その上の段の本則16.4%という率が現在では適用がされるわけでありませうけれども、今回の改正におきまして、この14.6%に対比いたしますパーセンテージは9.3%に引き下げがされる。先ほど言いましたように、1カ月以内につきましては、3%に引き下げがされるということですが。

今まで無謀に高かったというような一般的なお話もあるというふうにあるわけですが、そうした意味では、現状の市場金利等を勘案した今回の貸出約定平均金利を使ったということにつきましては、そうした現状の状況に視点を合わせたという考え方のもとに立ってつくられておるというふうに思っています。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、部長が言われました貸出約定（やくてい）平均金利、それから説明の中では貸出約定（やくじょう）平均金利、これどちらのほう为正しいのかと、どういう読み方をするのかと、この点について、まず正のほうを説明いただきたいというふうに思います。

それから、延滞金につきましては、2カ月以上になりますと、とにかく14.6%の非常に高い暴利が住民に課せられてきたと。これは、払いたくても払えないと、こういう中で延滞金が発生をすると。何らかの理由で、経済的な理由、あるいは何らかの理由、そういう中で延滞金は発生するわけでありますので、払わないというわけではない。こういういろんな理由があるわけでありますので、そうした中におきまして、この税に対する延滞金の率が非常に高かったと。こういうことで、14年ぶりに改定が行われたということでありますけれども、今回の貸出約定平均金利の1%の場合でも9.3%という高い率が課せられる。こういう中で、若干の引き下げはあるものの、高い金利が課せられるという中身ではなかろうかというふうに思うわけであります。それで、先ほどの説明がいただきたい。

次に、この税条例の改正において影響額、これは資料で出していただきましたけれども、計算をしなければわからないわけでごさいます、当面、今回の条例改正に当たって国の負担分、また町民税にかかわる影響額分、合わせてどれぐらいになるのか。その点についてお尋ねします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、約定（やくじょう）なのか、約定（やくてい）なのかというところでありますけれども、貸出約定（やくじょう）平均金利だと自分は認識して思っております。

それから、今回、14.6%、今まで高かったという部分、それからさまざまな分野からそうした高かったというような声もあって、平均金利に基づく改定がされたということにつきましては、そうしたさまざまな趣旨が織り込まれた中身の改正であるというふうに思っております。

それから、影響額につきましては、試算ということで至急つくらせていただきましたので、現行の状況については、今回お出しした中身で御理解を頂戴したいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議案関係資料は10ページになるかと思えます。

この中で、3条の2及び4条の1項という形の中で、貸出約定と特例基準と、こういう形になるわけですが、まずその中で、貸出約定については、そもそも何なのか。一つ一つお伺いをしながら話を進めていきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 貸出約定平均金利につきましては、日本銀行が都市銀行、あるいは地方銀行、第三地方銀行等から、今の社会情勢に合った平均金利を算出するという

中身、それを財務大臣が各年の前年の12月15日までに告示をするということとなっております。

そもそもこの平均金利を算定するということになりましたのは、これまでの公定歩合との兼ね合いがあったというふうに認識をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、現在、何%に相当しますか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） ちょっと意味がわからないわけですがけれども、公定歩合の流れでいきますと、今、平成20年から0.3%、それに4%を足すというようなことで、4.3%という現状の特例基準があるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、私が申し上げたのは、あなたの説明にもありますけれども、要は、この貸出約定の関係は、市中銀行、いわゆる銀行の平均貸出金利だということでしょう。それが、今、4%もいっとるか。金利が4%もいっとるか。そんなんぼろもうけじゃなか、銀行は。何%ですか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 平成25年4月分の平均金利は1.05%であります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、この連動性という形の中で通告がしてありますけれども、貸出約定平均金利は約1%だと。それと、じゃあ特例基準割合、これはどういう形の中で連動しているのかということの説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 特例基準割合の考え方は、この約定平均金利プラス早期納付を促す観点等が加わり、パーセンテージを設定されておると考えます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、延滞税というものには二つの性格を持つというふうに言われております。二つの性格を持つ割合、その二つの性格とは、それぞれどういう内容で、どういう割合を占めているのか。つまり、14.6%とは、延滞したやつを全部総なめで、おまえが悪いんだという形で、頭からどぼんと掛けている面もあります。しかし、性格的には、延滞税の中には二つの性格を持つというふうに言われております。その二つの性格は、それぞれどういう内容で、何%を想定しておるのか、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 特例基準割合につきまして、定義として決められている。それプラスアルファという部分が、国民の皆さん方に早期納付、あるいは履行遅滞となった納税者に、今、その責を負う部分が含まれて設定がされているというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私自身の理解で、この延滞税の14.6%というものの二つの性格

という点からいって、その内容がいいかどうかという点で答弁がいただきたいと思いません。

一つは、支払いがおくれたことに対する利息だと、ペナルティーだと。これが7.3%。それから、早期に納付をしてくれよという促しをする、これは罰則。促しをするのに罰則という性格があるということですが、この二つですよ。

おくれたじゃないかと、ペナルティー7.3%と、はよ納めよというペナルティーが7.3%、合わせて14.6%と、こういう仕組みが滞納税の中にあるというふうには私は思うわけです。そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 深い知識がちょっとないので、大変恐縮でございますが、いわゆる今回の改正にかかわる書き物等を読みましても、高率の延滞金を課すのではなく、段階を踏むことによって早期の納付を促すというような趣旨もありますし、先ほどおくれた部分のペナルティー的な要素、こちらについても含まれておるとい認識をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、先ほど申し上げた二つの性格というものに関しまして、結局、14.6%を9.3%にすると。片方の、二つの性格のうち一つは残しとるわけだ。7.3%は残すと。7.3%は残して、銀行の貸出金利の1%と今までのやつの1%を合わせて9.3%だよと、こういう仕組みですよ。

そういうやり方をする形の中で、じゃあ納税猶予にかかわる延滞税、延滞税にかかわる今度は利息というものがついてきますよね。これはどういうふうになりますか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 本日、お配りをいたしました資料の2番の最下段にあります徴収猶予にかかわる率につきましては、現行4.3%、これが改正によりまして2.0%に引き下げがなされるというふうを考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、納税猶予にかかわる利息の関係も引き下げられるんだということですよ。

そうした中で、じゃあその納税猶予、あるいは分納も含めてですが、幸田町は納税猶予というのは実質的には扱っておりませんよと、実態的にはないと。内容的には、いろいろある。

しかし、要は、納期内に全額納付ができなかったものに対して延滞と、滞納という形じゃなくて、延滞というような形で、分納、あるいはいろんな扱いをされておるようですが、じゃあそのことをひっくるめて、一般的に言う納税猶予という形の中で一くくりで答弁がいただきたいのですが、その件数というのはどれぐらいありますか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 延滞金の件数はちょっとわかりませんが、延滞金の収入という意味におきましては、平成23年度分で648万6,000円ほどございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、延滞税だということですが、ひっくるめてですが、それは648万6,000円と。この中には、利息分というのはどういう扱いをされておるのかということですか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 本税を納めることができなかった。それに伴う延滞金が発生をした。その延滞金にかかわる部分の総トータルが、23年におきましては648万円あるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今言われた648万6,000円は、トータル的な問題として延滞税だよと。その延滞税には利息もついて回っているわけですよ。ですから、あなたの納めるべき税額はこれですよと、プラス利息がどれですよと、そんな通知はしてへんわけやな、ひっくるめて通知しとるわけだ。

そうしたときに、今度は利息も引き下げられますよと。引き下げられますよといったときに、どういう形でそれが仕分けされてくるのかという点でいけば、これは事務レベルでやっとなあかんのです。井勘定じゃないんでね。

そういう点でいけば、延滞にかかわる利息分、それから延滞税額というものは、明確にしてこなければ、財源内訳と。財源内訳という言葉が適切かどうかと言ったら、税源内訳だ。滞納税の内訳という点では、明確さが求められてくるわけですよ、井勘定じゃないんで。そうした点では、どういう内容なのかということをお尋ねしとるわけです。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 具体的な事務をちょっと承知しておりません。収納システムという形でプログラムされておりますので、そうした分け方がされておるかどうかは、ちょっと定かではございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第32号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の一部改正につきましては、軽減特例の延長ということで、特定世帯に対する軽減でありますけれども、移行したものと同一の世帯に当たる特定世帯でありますけれども、これは対象となる世帯というのは、幸田町におきましては何世帯あるのかということと、また影響額についても伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回の改正に伴いまして、国民健康保険の世帯別平等割、これの延長を行ったものであります。

この中で特定世帯、いわゆる後期高齢のほうに移行し、5年までの方が特定世帯、そ

れからさらに6年目から8年目の方を特定継続世帯と言うわけですが、特定世帯の方、平成25年の4月末現在でございますが、311世帯でございます。影響額につきましては、基本的に今までと同じですので、影響額というのはございません。特定継続世帯につきましては、140世帯、影響額につきましては、約90万円でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどちょっと特定世帯については、311世帯とおっしゃったんでしょかね。311世帯、特定継続世帯については140世帯で、合わせて451世帯ということで対象世帯があるわけでございますけれども、これに伴う国の負担分、軽減に伴う国の負担はどうなるのかということであります。

それから、関係資料で見ますと、この特例を恒久化するということでもありますけれども、これは最初の説明では、8年間、要するに5年間を特定世帯、それから3年間延長して特定継続世帯、合わせて8年間で2分の1軽減、4分の1軽減ということで軽減をされるわけでもありますけれども、この「イ」を読んでみますと、特例を恒久化することを書いてあるわけではありますが、この恒久化するという、この意味について説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、今回の延長に伴います影響額の国の負担ということですが、この部分につきましては、国・県の負担というのは、影響に伴っての負担はありません。補・についてはございません。

特定の恒久化と言いますのは、今回改正をさせていただきます国民健康保険税条例の中の5条の2の中に条文があるわけですが、今までこの特定世帯につきましては、「後期高齢に移行し5年を経過するまでの間に限り」という、この「限り」という文言が入っておったわけですが、今回の改正によりまして、この特定世帯につきまして、この「限り」という、「5年を経過するまでの間に限り」ということではなく継続をしていくということで、恒久化されたということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、この特定世帯というのは、後期高齢に移行をする、その移行したものと同一の世帯にある、要するに単身になった場合に限られるということでもありますよね。その単身が次にまた後期高齢になった場合も、これは恒久化ということなんでしょうか。ちょっと意味がよくわからないわけですが、要するに特定世帯が全て後期高齢に入った場合は、もう特定世帯とは言わないわけですよね。だから、この恒久化の意味をもう一度説明していただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今までの条例のままでいきますと、例えば御夫婦お二人の世帯があります。御主人が後期高齢のほうに移行しますと、当然、この特定世帯という世帯区分になります。6年目になりますと、今までの条例のままですと、5年を経過するまでの間に限りという条文がございましたので、奥さんはそのまま国民健康保険の保険者、御主人は後期高齢の保険者であれば、6年目は当然この世帯から外れるということになります。お二人とも後期高齢になれば、当然、国民健康保険の保険者というのは

いなくなりますので、後期高齢の保険者ということになると思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それはわかるんです。ですから、その恒久化という、この軽減の特例に対する恒久化のあれがわからないわけですね。例えば、夫婦の年齢差がある場合はこれが当てはまるわけでありますが、要するにそういう場合を想定して、この恒久化としたのか、どうなのかということでもあります。

それから、これによって国・県の負担はないよということでもありますけれども、今回、地方税法の一部改正によって軽減の特例措置を延長するわけでもありますので、当然、国民健康保険のほうの負担になってくるわけでありまして、軽減がされれば。その軽減というのは、これはなぜ国や県の負担がないのかということでもあります、その点について説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 恒久化のちょっと説明が私もどうしていいかわかりませんが、先ほど条文の説明をさせていただきました。5条の2の（1）というのがあるわけですが、この中に、ちょっと条文を読みますと、「後期高齢者の方が当該資格を喪失した日」、喪失をした日というのは、後期高齢に移った日ということですが、「その日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、以後継続して同一の世帯に属するもの」というのが、実はこれが今までの条文です。5年に限りという条文です。今回は、「その移った日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの」という言い方に改正をさせていただきました。ですから、今までの限定であった5年間というのが、継続をするということで、恒久化ということで御理解をいただければというふうに思います。

それから、軽減に伴う、この改正につきましては、いわゆる国民健康保険の平等割額を決めます保険料ですが、平等割額を定めますときの、その世帯の金額を今回、特定世帯、特定継続世帯とそれ以外の世帯、3分割、これは今までも特定世帯と特定世帯以外の世帯ということになっていたわけですが、この定めが、先ほど言いました6年から8年のものというのができた関係で、6年で平等割額をまず定める場合の基準が変わったということでもありますので、軽減に対する措置というのは、今回のものについてはないと。後ほどまた出てくるとは思いますけれども、この軽減をする場合の減額というのが出てきますけれども、そういったときには当然影響はあると思いますけれども、今回の恒久化についてはないということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、この2割軽減の場合においては、これは国の負担というのがあるわけですね。ところが、今度は延長する場合の軽減については、国、あるいは県の負担はないということならば、これは国保会計における負担ということになるわけでありまして、当然、高齢化が進むと国保会計における負担がふえてくるということで理解をしてよろしいかということでもありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 国保の財源につきましては、軽減の関係につきましては、

保険基盤安定制度という、いわゆる減額の関係につきましては、国保、県費の負担があります。それが無いということですので、当然、国保会計の中で対応する、もしくは基金というのも当然視野に入れながら対応していくということにはなるかと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時03分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの質疑の中でも若干触れられておりますが、私は私で質疑を通告してありますので、そのような形の中で答弁がいただきたい。

まず、医療分と支援分という形の中で世帯平等割を、特定世帯は2分の1、特定の継続が4分の1ということで減額、軽減をするわけですが、その対象となる世帯数が、特定と継続それぞれ出していただき、トータル的な影響額は幾らかという点で、説明と答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 特定世帯に係ります世帯別の平等割、これの特例措置の延長に伴う影響額ということで、特定世帯2分の1、特定継続世帯4分の1ということでございます。

特定世帯につきましては311世帯、特定継続世帯につきましては140世帯、合わせて451世帯ということで、影響額につきましては、特定継続世帯の約90万円ということであります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この関係は世帯ということですが、議案関係資料の20ページにもございますが、均等割と。平等割というのは、世帯平等割というふうに言われるように、世帯が単位と。均等割というのは、個人均等割というふうに言われるように、1人、頭数という形の中で、均等割についても、5割・2割と。7割は、この対象外かなというふうに私は思っております。したがって、均等割の5割軽減、2割軽減の対象者と、その影響額について説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、この軽減の関係につきましては、特定世帯と特定継続世帯が絡んでくるわけですが、まず特定同一世帯所属者、いわゆる後期高齢に移行した方ですが、この方の軽減をするときの判定をする場合に、この方の所得も含めて計算をし、それによって軽減割合が違ってきます。これでやるわけですが、5割軽減の対象者につきましては25世帯、2割軽減で36世帯、合わせて61世帯です。7割の軽減につきましては、所得額の算定には特定同一世帯、いわゆる後期高齢に移行した方については含まれませんので、対象はありませんが、影響額については約40万円というこ

とであります。

軽減の中には、平等割も含めまして、均等割につきましても、その7割・5割・2割という判定の中に均等割額もそれぞれの世帯によって定めてございますので、その方も対象になるということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 7割は含まずということですが、基本的には法定減免と言われる7・5・2というものが、いわゆる先ほど申し上げた法定だよと。法によって定められた軽減措置ですよと、7割・5割・2割と。その法定減免をした場合、それに伴う減収という点は、これは国の制度ということですから、制度に伴う自治体の財政的な影響は国が補・をするというのは本来の建前という形で、今回、こういう形の中で、世帯及び平等の世帯及び均等についても、その対象を広げられたというふうに私は理解するわけですが、それに伴う財政的な影響というのは、当然制度改正に伴うものでありますから、国が財政補・してしかるべきというふうに思うわけですが、その内容についても、国のほうの関係も含めて、どういう形で今後推移されるのか、どういうふうな形の中で現在理解をされているのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 7割・5割・2割の軽減につきましては、国の補・、県の補・というのが、保険基盤安定制度というもののの中で定まっております。保険の支援分、いわゆる後期高齢の支援分ですが、保険料の軽減分、これに対しまして、おのおの4分の1を町が負担するということですので、4分の3につきましては、国・県で補・がされるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第33号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 過誤納金についてでありますけれども、関係資料の26ページにございますように、過誤納金の還付又は充当ということで、今までの過誤納金の取り扱いにつきましては、金額が示されていて、その端数処理の場合は切り捨てという形になっているわけでございますけれども、今回は充当しなければならないということで、金額等が示されていないということですが、この点についてはどのようになるのか。また、今までの「できる規定」から今度は「しなければならない規定」に変えるわけでございます。その点についての説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回の改正につきましては、地方税法の改正に伴って改正をさせていただくものであります。

その中で、まず端数処理の関係でございますが、今回、改正をさせていただきます、その内容につきましては、町税の例によりということで、これが町税の例によりますと、延滞金そのものの端数処理と加算金の端数処理の規定が定まっております。これにつき

ましては、基本的には今までと実は同等でございまして、まず本税につきましては、1,000円未満の端数があるときは切り捨てと、それから総額が2,000円未満であるときには、その全て切り捨てと。だから、延滞金につきましては、1,000円未満であるときは切り捨て、1,000円を超える部分については端数を切り捨てるというような内容になっておりまして、今回、この条文の6条で、町税の例によりということで処理をさせていただくということでございます。

それから、今まではできる規定、今回はしなければならぬということでもあります。これにつきましては、基本的に保険料を納めていただいた方につきましては、当然、未納の部分に係っては納めていただくということでもありますので、この充当し、余りがあれば還付をしていくというふうな対応をしていくということで改正をさせていただいたものであります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今までの取り扱いについては、詳しくそれぞれ7条ということで規定をされていたわけでありますが、この町税の例によるというのは、どこにやられているわけか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今まで、この後期高齢の条例の改正につきましては、地方税法で定めているもの、準じて定めているものにつきましては、その時々で実は改正をさせていただいております。

今回、この条例の改正に当たりまして、対になるという言い方がいいかどうかわかりませんが、延滞金という、いわゆる本則の中にもありますけれども、延滞金の取り扱い、これにつきまして、後期高齢のこの条例の中では、町税の例によるという条文で処理をさせていただいたと。

還付のほうの関係につきましては、このそれぞれ条文をもって定めておったわけですが、基本的には町税の改正がされれば、同じくこちらのほうの改正をしていたということで、その変更内容については変わらないということでもあります。延滞金と還付加算金、これの条文の表現の仕方を統一させていただいたということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第33号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第34号議案の質疑を行います。

8番、酒向弘康君の質疑を許します。

8番、酒向弘康君。

○8番（酒向弘康君） 中国では鳥インフルエンザの人への感染というのが確認されておりました、世界的に新型インフルエンザの発生が懸念されているところでありますが、これは町民のほとんどが免疫を持っていない、あるいはまだワクチンがないということから、国民の生命、健康、生活、さらには経済活動、これらへの大きな影響が出るおそれがあるということではありますが、他市町では3月定例会等々で条例化がされてまいりましたが、近隣の制定状況について伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回の新型インフルエンザ等対策本部条例につきましては、制定以前から県のほうから、そのスケジュールが示されておりました。3月に県の条例を制定されたわけですが、そのスケジュールの中では、県条例が定めた後、前後といたしますか、そのときに制定をということで指導がありました。

今現在の県内では、3月末現在で54市町村の中の38市町村が3月末までに条例を制定されてみえます。4月以降、5月、6月、7月も予定してみえるところもありますが、16の市町村につきましては、今後、制定をされるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） それと、今回、インフルエンザを新型ということで特定をしたわけですが、これは国の法律に基づいて設定しなければならないので、条例化ということだというふうに思いますが、国民の生命、先ほど言いました健康、生活、さらには経済活動への影響という点から見ますと、季節性のインフルエンザも含めて考えるべきではないかというような素朴な疑問があるわけなんです、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、この「等」でございますけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法の中にもありまして、第2条に、新型インフルエンザ等ということで、感染症法の規定によります新型インフルエンザと、9項にありますけれども、新たな感染症ということに対応した、この「等」ということでございます。

新型インフルエンザにつきましても、季節性のインフルエンザもという話でございますけれども、その中には再興型インフルエンザと言いまして、いわゆる今まで発生をしているインフルエンザの中で、さらに国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると厚生労働大臣が認めたもの、これについては再興型インフルエンザとしても当然該当していくということでございますので、その対応ができるということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 今、ちょっと触れられましたけれども、平成21年に豚インフルエンザが発生したということで、そのときは強毒性ではないということであったわけで、非常に落ちついた対応ができたということではありますが、現在、中東、あちらのほうでコロナウイルスといったようなものでパンデミックも予想されておるところであります。今後、さらに新種のインフルエンザ、あるいはもっと強毒性のあるほかの感染症が発生する、そういったときの対応として、新型インフルエンザに限らず、ほかの感染症、そこら辺をにらんで「等」とつけられたのか、再度、その「等」についての説明をお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほどもちょっと御説明をしましたが、「等」につきましては、新型インフルエンザというのが新たに当然発生をしてくるものだというふうなことも含めまして、先ほど申し上げました特別措置法の中の2条に規定をしております新型インフルエンザであったり、再興型インフルエンザであったり、また新たな感染症、

これらも全て含めての「等」ということで、この特別措置法がなされておるということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

次に、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 同じく、新型インフルエンザ等対策本部についてお伺いします。

今の質問にもありましたが、新型インフルエンザ等の部分に関連しまして、じゃあ今までの対策本部というのは、それでもうこの中に吸収されてしまうのかどうかという部分が一つ。それから、どのタイミングでこの対策本部というのが設置されるのか。さらに、この新型インフルエンザ等対策の中には行動計画というのが今後つくられるような予定になっておると思いますが、その行動計画についてはいつごろ設置されるのか。また、その議会への報告はいつごろなのかということについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 対策本部につきましては、通常、設置をし、収束すれば、当然、その本部がなくなるということでございますので、吸収というのは、ちょっとどう御説明をしていいかわかりませんが、その時々において対策本部が設置をされるということで御理解をいただければと思います。

それから、本部の設置のタイミングでございますけれども、基本的には、厚生労働大臣が、いわゆる新型インフルエンザの発生を認め、発表をします。これを受けて、総理大臣が政府の対策本部を設置されます。国で言うフェーズ4といいますか、WHOで言うフェーズ4に当たると思いますが、そのときに対策本部が設置されると。その政府対策本部と同時期に、愛知県知事が政府対策本部を設置されます。その中で必要があると認めた場合に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言、これが発生がされます。この宣言を受けまして、町においては対策本部を設置するというところでございます。

それから、行動計画の策定でございますけれども、行動計画につきましては、これも特別措置法の中に規定がございますが、まず国の行動計画が示され、その行動計画を受け、県の行動計画が作成をされると。その県の行動計画の策定に基づきまして、市町村が行動計画を作成するというところでございます。ちなみに、国の行動計画、今、案が示されておる段階でございますので、順次、整備がされていくんであるということになると思います。

それから、議会のほうに御報告させていただきますときということで、作成をしたら議会に報告ということに定まっておりますので、策定をしましたら速やかに御報告をさせていただきますというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうしますと、この対策本部が設置されると、町民にとってどんな義務とか、どのような生活上の制限が発生するのかについてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 町民の義務ということでございますけれども、特別措置法の中にあるのは、4条に実は国民の責務の規定がございます。この責務の条文では、予

防に努め、対策に協力をするという条文でございますので、それが義務であろうと思えますし、その新型インフルエンザの本部ができ、その対応につきまして、住民の方々に、例えば予防接種のお願いをしたりであるとか、集会の中止であったりとか、そういったものをお願いをさせていただくことになると思えますので、先ほど申し上げました対策に係る協力、これをお願いをしていくというのが義務であろうかと思えますし、さらには予防対策をとっていただくというのが義務になろうかと思えますので、一般的に言う手洗いやうがいも含めましてマスクの着用、こういったものも当然今後計画をしていきます行動計画の中には盛り込んでいきたいということで考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 他市町の既にこの条例ができておるところを見ますと、第3条の中に第2項という項目がございます。ところが、幸田町が出しておられる条例の中には、この2項というのが存在しませんので、なぜ幸田町にこの2項は必要ないのかについてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほどちょっと御説明しましたように、他の市町村では3月に条例制定されたところもあります。その中身と、幸田町が今回制定をさせていただきます条例の違い、3条の2項でございますが、先ほどちょっとスケジュールのお話をさせていただきましたけれども、当初、県のほうでそのスケジュールが示された中で、県条例を定めた後、市町村条例を定めるというようなスケジュールが示されておりました。当然、それよりも前に、もしくは同時期にということもありました。そのときの案につきましては、この3条2項の部分、国の職員その他市町村の職員以外のものを本部の会議に出席させたときは意見を求めることができると、こういった条文でございますが、これが盛り込まれております。

県の条例が、その市町村で制定をされたときと同時期に実は制定をされておりますけれども、3月29日でございますが、この条例を受け、幸田町は制定を考えていくということで進めておりましたので、県条例を実は見習っております。県条例につきましても、実はこの条文というのは盛り込まれておりません。そのときに、県のほうの見解を求めておったわけですが、特別措置法の中に、いわゆる同文がありまして、その部分で言う、いわゆる上位法の適用によってその対応をするということでございます。それで、問題はないと、いわゆる会議の運営上支障はないという県の見解を受けておりますので、今回の内容になったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 国の法律がそういう規定を設けておって、県が省いたから市町村もいいたろうと。そうじゃなくて、やっぱり条例の不備ではないかというふうに私は思うもんですから、やはり第3条の2項があるところとないところというふうにはばらばらであると、市町が、愛知県の中でもばらばらと。そういうことが果たしていいものかどうかと。

やっぱり一番最初の国がつくっている一番上位の条例に見習うのが適当かなというふうに思うもんですから、やはりこれは条例不備というふうに考えてもいいんじゃないか

と思うものですから、またいつかこれに対応するために、やはり法律の第35条の第4項に対応する部分の条例がないわけですから、これはやっぱり不備だろうというふうに考えて、改正される必要があるような気がしておりますので、その点について再度お願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今、議員おっしゃられましたように、県内でも実は入っていない市町村もございます。いかんせん3月に議決をされたところについては、先ほど県が示した案によりほとんど入っておるわけですが、入れる、入れないのことにつきましては、先ほど私が御答弁申し上げましたように、当然、県の意見も聞きながら進めておったところでございます。必要性がもし今後出てくるということであれば、当然、そういったことについては一度検討し対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 大きな問題かと思っておりますので、この条例の3条2項がないためにいろんな問題が起きたとすれば、それは大きな問題かと思っておりますから、国が示しておる条例をきちっと守っていくことも一番大事じゃないかと思っておりますので、その辺、県がやっていないからいいと、県の中の市町のほとんどがやっていないとか、やっているところもあるとか、ばらばらじゃいかんような気がしておりますから、もう少し町としては慎重に考えていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 一度、その辺につきましては、検討させていただきながら対応させていただくということで、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 公布をされてから1年以上がたっているわけでありまして、おくれた理由につきましては、先ほどの質疑の中で明らかにされたわけでありまして、その中で、新型インフルエンザにかかわらず、今、世界でもいろんな病気が発生しておりまして、それが日本国内に持ち込まれたときに対応できないというような事態があるわけでありまして、これに伴って今回の新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定をされてきたということでありまして、

その中で、今回の条例の制定に当たっては、県のスケジュール待ちということで1年以上が経過したということであるわけですが、じゃあ例えばこの1年の間にこうした病気が発生をした場合は、条例がないがために対応できないということにもつながるわけでありまして、そうした点で言えば、私は県のほうも条例化がおくれたのかということでありまして、

厚労省が新型インフルエンザの発表をし、それから国が設置をする。それから県、町と、国、県、市町村という形の中で設置をされるわけでありまして、そうした対

策本部の設置については、緊急性が求められるわけでありませけれども、そうした緊急性が求められるにもかかわらず、なぜ県のほうでもおくれたのかと、これについて説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回のこの新型インフルエンザ対策につきましては、国のほうでさまざまな検討がされておるわけですが、平成21年に新型インフルエンザA/H1N1型というのが発生をして、これが大流行になるということで、検疫であったり、いろいろさまざまな対応がとられたということでもあります。

その後、その対策の関係につきまして協議をされ、対応について、いわゆる国の対応につきまして、国民といいますか、住民に対して混乱を招いた部分もあったということで、今回、この対策の反省を踏まえ、国のほうで検討をされ、その結果、今回のこの特別措置法の制定になったということでございます。

平成24年に公布をされ、施行が本年でございますので、1年余りですが、その内容については、先ほど言った対応の検討も含めた中で行われたということで理解をしております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この34号議案は、つまりここにあるように、政府が事態宣言を発したときに町が対策本部をつくるよと。どちらにイニシアチブがあるかと言ったら、これは政府が持つわけですよ。政府がやって、後は押しなべて右から左と言ってはいかんですが、結局、みんな右に倣えだという形が一つはあるということと、もう一つは、なぜ対策本部を設置するのか。そもそもは何なのか。それは、汚染を拡大しないと。汚染を拡大しないということは、それぞれの市町村、市町で汚染をそのレベルで食い止めなさいよと、こういう内容が趣旨だと。それでありながら、この条例はどういう内容なのか。

条例の表題にもございますけれども、組織及び運営に関し必要な事項を定めるんだよという形で趣旨が書いてあります。組織はいいでしょう。組織は右から左まで本部長は町長たるものだ、誰が会議を招集するかどうかという、ありきたりの内容。そうしたときに、じゃあ運営に関してというのはここにありますか。そもそも、対策本部というのは、申しあげたとおり、汚染を拡大しないように、これ以上被害を拡大しないようにというための対策であったら、組織をつくったけれども、どうやって運営していくのかというのがないじゃない。運営はどうされるんですか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） おっしゃるとおり、この条例だけでは実際の動きというのは全く見えないし、その対応策についてもわからないということでございます。これは、県におきましても、町においても同じという対応でございますけれども、条例を制定させた後、当然、本部につきましての取り扱いの要綱、いわゆる本部要綱というのを定めます。その中で、その本部の内容を定めていく。さらに、行動の内容につきましては、

先ほどから何度か出ています行動計画というのを実は策定をしなければならないということになってございます。これについては、それぞれの住民の方々をお願いをする、もしくは町の組織の中でさまざまな部局における連携も含めまして、事細かな対応策について計画をしていくということでございますので、その行動計画の策定については、先ほど申し上げた国・県のものを倣って、もしくはそれを含めて町の行動計画を作成するということになってございますので、そのタイミングで早いうちに策定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、対策本部は、特別措置法によって国のほうが設置せよと言ったらつくりますよと。じゃあ、それに伴う行動計画はどうだと言ったら、国が公布するよと言って、県が受けて、県がそれぞれの市町に指示と。そんなもの間尺に合うわけじゃないじゃんか。みんな死んじゃってから、南無阿弥陀仏ということはやっても、みんなが死ぬ前にどうやってやるのかという点があると思うんですね。

ですから、5月30日の日にテレビでこの関係の放送をしておりました。その中は、殺人ウイルス、新型じゃないですよ、もう新型というレベルじゃないと。殺人ウイルス、世界的大流行の恐怖。日本への上陸で最悪事態を想定して、我が子をどう守るのかと、これが新聞のテレビの見出しということですが、内容的にはそうだと。

要は、一番身近な市町村がみずからの責任と判断と権限でどういうふうに汚染の拡大を食い止めて、そこに住む住民の命、暮らしをどう守るのかというものがなかったら、上からの指示待ちだよと。これじゃあ、何ともならんわけだね。

たまたまそんな話がある職員と話しておったら、この中でも言っていましたが、兵庫県神戸市が阪神・淡路大震災のときにこの対策特別法を自分たちでつくって、ともかくいろんな問題が出たときに、神戸市の中でおさめていくということで対策本部をつくられたと。

そういった点でいくと、今回の条例の対策本部は、全部上から待ちじゃないかという話をしたときに、ある職員は、私も神戸市の例を見ました。この殺人ウイルスのテレビの放映も見ました。しかし、神戸市は政令指定都市ですよ。政令市になると都道府県並みの事務権限があるのかという点で、自分たちの責任と権限、こういうことで組織して、その汚染の拡大を他市町に広げなかったと、こういう例が起こったときに、我がまちは政令市どころか4万人にも届かんから、後は国・県の指示待ちですわといったときに、じゃあこの条例というのは何なのかと。

対策本部をつくりましたよと。じゃあ、本部長の職務や職責、行動、これも運営に関することなんですよ、条例で書いてあるわけだ。運営に関すること、どうするのかと。さらに、肝心な行動計画はどうするかと言ったら、みんな上待ちじゃないかと。上から来たときに、会議、会議で連判をやって、みんなが苦しんどるときに、ただいま会議中です。さらに、行動計画、まだ国のほうから指示がされておられませんので、鉛筆は持っておっても書けませんわと。これじゃあ、間尺に合わんでしようといったときに、一面しようがないわ、4万人そこそこのまちで、そこで踏み込めるかと言ったら、知らんけれども、しかしできる範囲の関係からいくなれば、私は対策本部をついたら、対策本

部としての本部長の問題も含めてですが、職務・職責・権限という点で、私はかなり踏み込んで、国や県からの指示、遅かったなど、我がまち若干計画したけれども、ちょっと手直しをしないあかんけれども、これでやっていけると。そのぐらいのことがなかったら、要はコピーでしかないじゃんかと。仏はつくりましたと、立派な仏でございまして、手を合わせて南無阿弥陀仏としたら、まだ魂入ってへんかったわと、こういうことやんな。それでいいかということなんです。

先ほど申し上げたとおり、テレビの放映でいくなれば、神戸市の例を言った。神戸市の例は、確かに政令市ですと。自分たちの責任と権限というのがあります。しかし、それで、あそこは政令市だからということじゃなくて、精神的には感染を拡大せずに、その市町に住む住民をどう守っていくか。これが対策本部にかけられた使命だと私はそう思いますが、どう対応されましようか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議員おっしゃられるとおり、国民、町で言えば町の方々をお守りするの、これは当然のことでございます。

先ほど申し上げました国の対策本部の設置につきましては、当然、海外でそういったインフルエンザ、今回でこれが該当はまだしていませんけれども、中国で言う鳥インフルエンザ、これが人から人へ当然感染をしていけば、そういった対応になるのかなということも考えておるわけですが、基本的に都道府県の政府対策本部が設置をされた後、宣言をされてから本部の設置ということで、これは特別措置法の中に規定がされてございますが、運営の中で、都道府県の政府対策本部の設置と同時期に任意に市町村で対策本部を設置することも可能だよということで説明を受けております。

当然、その対策本部におけます権限、指示待ちではなく、緊急措置に対する要請というのが、この対策本部の権限、特別措置法の36条にも書いてございますが、国が動いてくれないなら、市町村の対策本部、もしくは市町村長が上に向かって要請をする、こういったことが規定がされておりますし、当然、そういった対応については行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、答弁があつて、上に向かって物を申すということができるよう。それは、当然いいでしょう。ただ、上に向かって物を申したときに、おまえのところ何もやってへんじゃないかと、一定のことやってから物を言えと、これは返ってくることは明らかだ。

ですから、私はこうした問題は、もう今、地球の果てで起きたことも、すぐ電波に乗って上がってくる。我がまち、あるいはそれぞれの家でテレビを通じて、あるいはマスメディアを通じて、今、世界はどういう状況にあるかというのは瞬時にわかる。瞬時にわかったときに、我が幸田町はどうするのかと言ったときに、いや、国の指示待ちでございまして。県が行動計画を示さなければ我がまちもできませんわという形でいいかどうか。

言ってみれば、住民というのは、一面、マスコミにあおられてくるという傾向は持っておりますし、恐怖心をあおって命にかかわる問題というのは、やっぱり真剣な受けと

め方をする、それがいろんな行動で出てくるといったときに、それを受けとめるべき自治体が上からの指示待ちということでは私はできんだろうと。幸田町は何やっとならんと出てきますよ、必ず。

そういったときに、私は一定本部を設置されてなくても、これは宣言をせん限りは設置できんと、こうなるとるわけや。国が設置せよと言ったら、はいはいと言って設置するわけや。終わったらから収束すると言ったら、はいと解散するだけだ。そういう仕組みの中で一定の限界があることは事実。そうしたときに、我がまちとしてこの精神に沿った形の中で、やっぱり一定日常的な問題としてやっていかないと、住民の不安というのは拭えんだろうなというふう思うわけです。

したがって、今、あなたの言われた、上に向かって物申せるわと、お説のとおりです。立ったときに足元をすくわれなような、そういう物はつくっていく、十分、不十分はあります。必要じゃないでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議員おっしゃるとおり、事が起こってからでは遅いというのは私も重々承知をしております。もちろん、それを意識しながら進めていかなければならないと思っておりますので、当然、先ほど申し上げました宣言がされてから本部をつくるというのは、これは特別措置法の中で定められたことでありますが、ただし先ほど申し上げた県・国での本部設置と同時期に町の対策本部を任意で設置をするということも可能だよということでございますので、そういった中で対応していきたい。また、町内での、そういった、これは季節性インフルエンザか新型インフルエンザかというのは非常に判定は難しいわけでございますが、そういった発生状況も当然視野に入れながら、その対応については行っていきたいと思っておりますし、要請も含めてしていきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第34号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、第35号議案の質疑を行います。

7番、池田久男君の質疑を許します。

7番、池田久男君。

○7番（池田久男君） 35号議案の財産の取得でございます。

本年の5月9日に8社により指名競争入札が行われまして、有限会社東京理科器、豊橋市が契約したということでございまして、2,088万円余ということでございます。

東京理科器ということでありますが、どんな会社か、ちょっと主な具体的な説明をお願いいたします。

関係資料の33ページを見ますと、ほかの7社と比べてみると、資本金、営業年数な

ど、多少なりとも僕が考えるとちょっと小さいと言ったらいかんけど、少数精鋭主義でやっておられるかどうかわかりませんが、どんな会社か具体的に説明をお願いいたします。

それと同時に、本町のかかわり、過去に契約行為とか納品、この会社とあったかどうか。もしありましたら、どんなことかかわりがあったか、説明をお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 契約予定者であります有限会社東京理科器についてであります。

会社の創業が昭和31年4月で、その後、平成6年12月に法人化をされまして、現在の会社となっております。

本町に登録のあります営業種目につきましては、パソコン機器の販売、学校教材、教育機器の販売、少額機器等の販売が挙げられます。

営業の成績といたしましては、平成24年度におきましては、約7,400万円の売上高があるということでございます。

幸田町以外の主な取引先といたしましては、蒲郡市内の各小・中学校を初め豊川、岡崎、田原の各小・中学校などがあって、学校の教材、あるいは教育用の各種機器の販売を得意とするという会社であるということでございます。

取引の実績でございますが、会社が創業いたしました昭和31年の翌年、昭和32年度より本町との取引が始まり、以来、56年にわたり実績があるということでございます。

最近の取引実績におきましては、平成24年度、予防接種管理システム改修業務等、総額で約1,470万円の実績があるものでございます。

これまで取引をした物品の購入、あるいは各種業務につきましても、問題なく履行がされておる業者であると考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 今、説明いただいたとおり、いわゆる理科系で、品物とか教材とか機器とか言われましたけれども、理科のビーカーとか試験管、部品の名前を出してはいけないと思いますが、そういう部類のものでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 理科の理化学の科学機器の販売ということで、おっしゃるとおり、そうした備品についての販売も行っている会社であると思っております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） それでは、もう1点、もしこのパソコンにふぐあいとか故障等が生じた場合、すぐ対処できるかどうか、お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回の契約では、メーカーの保証特約にて、保証期間中の故障であれば、無料で修理が受けられると。ノートパソコンにおきましては、故障した場合には3年間のパーツ保証、無料でございます。そして、1年目の翌営業日からは、1年間学校訪問をしていただけます。また、校務用のデスクトップであります。これにつきましては、5年間のパーツ保証、そして5年の学校訪問における修理。

また、今回、コンピュータ室の更新もございまして、今、これがデスクトップなんです、これはあえて特約はつけてございません。これは故障時のデメリットと有料である保証の特約を勘案してございまして。そういった面では、日々のメンテナンス、これを既に情報教育の一環といたしまして委託契約、これは各校を巡回をしている技術者がおりまして、この者がソフトウェアのアップデート、そしてソフトなどの誤作動等の対処、こういった簡単な部品交換などもきめ細かく学校現場を指導しております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 隣接市、蒲郡、岡崎にも業者がおります。このふぐあい、故障等が生じた場合、メンテナンスの部分は急を要するものでございまして、その辺の対処の方をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） そうした学校への緊急対応、機器管理、そうしたものも含めまして、業者には特例をさせていただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田久男君の質疑は終わりました。

次に、8番、酒向弘康君の質疑を許します。

8番、酒向弘康君。

○8番（酒向弘康君） 昨年度、役場内のコンピュータ、パソコン等が更新をされたということですが、今回の補正では、学校関係のパソコン、サーバーということ。学校関係と町全体の要入れかえパソコンの入れかえ率、あるいは今後の入れかえ計画についてお伺いします。

また、今回の学校関係で更新された後、不要になったパソコンはどうされるのか、お聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、小・中学校におけるパソコンの入れかえの関係でございまして、今回、XP機の入れかえで申し上げますと、現在、XP機は578台ございまして。この契約によりまして、114台の更新、そして12台の増設、トータル126台となるわけでございます。よって、入れかえ率につきましては、578分の114でございますので、約20%の入れかえ率となります。

次に、今後の入れかえ計画でございまして、情報教育機器につきましては、国の基準台数の整備のもと、この更新にも留意して計画に取り組んでおります。25年から27年の計画期間といたしまして、実施計画によりまして小・中学校の職員用のノートパソコンの更新、そして小・中学校のコンピュータ室、デスクトップの更新を計画しておるところであります。

入れかえ率といたしましては、先ほど申しましたことしの入れかえ率がおおむね20%でございますが、26年度、今後の予定でございましてものに当てはめると、41台の更新をしますと、トータル155台となりまして、約27%、そして27年度は、82台を更新いたしますので、トータル的には237台、約41%が達成されるかと考えております。また、28年度については、4校のコンピュータ室を164台取り組んでまいりますので、全体では401台の完了になり、約69%の入れかえ率が達成される

見込みです。

なお、残り177台がありますが、これは調べ学習用の普通教室に常設しておりますパソコンでありますので、当面、更新の計画を予定しているものではございません。

また、今回、不要になったパソコンをとということでございますが、パソコンの再利用については、ノートパソコンはリース品であり、契約リースへの返却、そしてデスクトップにつきましては、町の備品でございますので、廃棄が妥当と考えております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 全体というお話もございましたので、全体のパソコン等、今後の入れかえ計画等について説明いたします。

町全体でございますけれども、全パソコンの数でございますけれども、1,184台、これは小・中学校、教育委員会等の関連も全部含めます全パソコン1,184台、うち今回のXPが620台となりますので、WindowsのXPの率としては52.4%になります。小・中学校を除きますと334台、うちXPの台数につきましては42台となりまして、XPの率としては12.6%というものでございます。

入れかえの計画でございます。小・中学校を除く台数としましては、Windows XPのパソコンの数は42台、うち37台でありますけれども、これにつきましては、研修用のパソコンということで、単独機としての使用ということで、インターネットには接続しないものでございます。あとの5台は、特定の専用回線にしか接続されないパソコンとして使用しておるというものでございまして、これら42台につきましては、入れかえや機器の更新は予定しておるものではございません。

それから、リース切れパソコンの活用というお話もございましたので、今回、リースが満了するパソコン58台につきましては、リース物件でございますので、町への無償譲渡の交渉をしながら、将来的にはパソコンのデータ管理等が、いろんな諸条件がうまくできるものであれば、カンボジアへ寄贈するような方向での検討を行っておるというものでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 細かく計画も示されました。

先ほど出ておりましたように、日本マイクロソフト社、これが明らかにしているWindows XPのセキュリティーのサポート期限、これは来年の4月までということになっております。

答弁にもありましたように、インターネットに接続せずに使えば問題ないということではありますが、事業所の多くはWindows 7、あるいは8への移行が急ピッチで現在進められておるわけなんです、XPを多く導入している自治体では切りかえに多額の費用がかかり、期間内での、1年間ですね、更新が間に合わないという声も出ているようであります。

XPのサポート終了後以降は、サイバー攻撃に対応できなくなってしまいます。28年度までに69%ということではありますが、この間の期間も問題となるかと思ひます。自治体には多くの住民の個人情報などがあり、学校関係も同様に情報漏れの危険性が高

まり、事態は深刻だというふうに思います。本町のWindows XPのサポート期限に対する対応状況についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員が御指摘されましたサポート期限問題等への機器管理、大変重要なことでありまして、更新までのXPの安全対策につきましては、今回の更新によりまして、小・中学校に残るXP機につきましては、児童・生徒が使用するものばかりとなっております。

インターネットからの情報取得は有効な手段でございまして、調べ学習であります。本機についてもインターネットに調べ学習は接続を使用してまいります。なお、この場合、ファイアウォールだとか、ウイルスバスター、そしてフィルタリングソフトといった対策を講じてありますので、学校のインターネット環境ではあります。ウイルスの攻撃に対する安全性に問題は指摘されておりますので、当該コンピュータにおける作成文書など重要なデータは保存しない並びにウイルス感染を防止するため、USBなどの記憶媒体を接続しない、こういったことを各校へ指導・通知したところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 町全体のWindows XPのサポート期限に対する対応状況ということでございます。

サポートのこの期限が終了しますと、セキュリティーリスクの増大、アプリケーションソフトのサポートが終了すると、それから周辺機器等にも影響のおそれがあるというようなことが生じます。今回、インターネット等、外部接続を行わず単独運用とした限定的な運用であるという形での厳格な運用を行っておるものでございまして、業務情報、住民等への個人情報漏えいすることがないように行っているものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

次に、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 同じく、パソコンの問題についてお聞きします。

平成23年の12月の議会で、幸田役場庁舎内のパソコンを全て富士通に取りかえました。今回は、学校関係のパソコンの全てを富士通に取りかえます。前回は270台でございましたので、合計396台の役場と学校が全て富士通に染まっていきます。町全体では、今お話しのように、約1,200台のパソコンがあると、3分の1が富士通だと。今後、また3分の2が富士通かと。全部富士通に染まるのかなということを心配しての質問であります。今までの契約で言うと、6,396万円を富士通に支払うことになるかなと思っております。

幸田町内には、パソコンをつくっている有名企業が何社かございます。なぜ、有名企業の何社かに相談しないのかなと。企業誘致をしたら、もう地元はそのままかと、放っておくのかと。やはり、企業誘致をした以上、地元企業を大事にすべきじゃないのかなというふうに思いますので、企業立地課に見解を求めたかどうか。そういうことは全然違うと言われますけれども、やはり企業誘致をした以上、幸田町内に何社かあるわけですから、そういうところにやっぱりちょっと声をかけるということは大事なかなと思っております。

おりますので、その辺のいきさつについてお伺いします。

なぜ、富士通なのか。富士通の企業城下町じゃないような気がしておりますが、なぜ富士通なのかということですね。ほかの会社のほうにパソコンの検討をされたのか。例えば、ソニーならソニーという会社に検討したのかということについてもお願いをしたいと思います。富士通選択の経緯について、指名競争入札でございますので、富士通でなければならないという部分がとても大事かと思っておりますから、お聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、町内業者の関係で、関係する所管部局に問い合わせしたかということではありますが、今回は、そういった見解を求めておるものではございません。

教育委員会といたしましては、機種を選定に当たりましては、やはり国内外のメーカーも、価格面とかサポート体制、こういった面を考慮しまして検討をいたしました。

まず第1に考えましたのは、ハード面でございまして、各校の既設機でありますサーバー、これが全て富士通でありまして、また故障時の即応性、そして部品の調達や保守の一貫性、こういったことから判断をいたしました。

次に、ソフト面であります、更新時の前のコンピュータが全て富士通でありました。教職員が通常の操作から簡単な障害時のメンテナンス操作方法などにもなれているという面も考慮したというところで、今回、富士通にメーカーを指定いたしました。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 残り800台、恐らくこれもまた富士通になるのかなということは、今の答弁を聞いておると、そんなような気がしております。前が富士通だったから、次も富士通と。なれておるから、また富士通と。そうなっていった場合、ずっとやはりほかの幸田町内にある企業のつくっているパソコンには一切触れないと、そういうふうな方向になっていくというふうに恐れを心配しておりますので、その辺のところについても再度お願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会の関連します小・中学校につきましては、やはり先ほども機種選定のところで申し上げましたとおり、富士通に限定した選定をしたところではあります、やはり今までの操作性だとか、そしてメンテナンスだとか、そういったことを考慮しますと、やはり現在使っておる富士通製が最も適しておるということからの判断でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 先ほど副町長が、まだ幸田町内には全部で1,184台あるということをおっしゃったので、残りまだ約800台あるわけですが、それについても、800台というのは全部富士通になるのかどうかということについて、ちょっと副町長に答弁をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 先ほど申し上げましたように、1,184台、小・中学校分が850台というような説明をいたしました。小・中学校を除きますと、334台のうち42台が

X Pということです。それから、使用機種につきましては、ちょっと最終的な確認はとっていないですけれども、富士通機器で全部統一しているというふうに把握しております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） これではもう将来にわたって富士通から逃れることはできないというような気がしておりますが、やはり幸田町内の企業を大事にするという観点から、そういった今のパソコンはどこの会社のパソコンも同じなんですよね。その部分、昔と違うというところを考えていただきたいというふうに思っております。

前は、トーテックアメニティという名古屋の会社が落札をしました。今回は、豊橋市の東京理科器という会社が落札をしておりますね。合わせて6,400万円の税金が町外に出ていっております。幸田町の商工会というのは、蚊帳の外なんですよね。全て町外だと。幸田町商工会の出番はないのかな、どういうところで幸田町商工会というのは働くものかなということがとても気になりました。

機種を富士通に特定すれば、入札に参加する業者も限定されてきます。町内の地元の業者をもっと大事にしないといかんなど。地元業者に元気になってもらうことが町の発展につながるわけですから、そういった意味で、この機種選定、まだ残りたくさんあるものですから、そういった意味で、幸田町内の業者、または商工会などを通じていろんなところに相談をかけるということは大事かなと思いますので、その辺のことについてのお考えをお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回、小・中学校で導入いたしますパソコンの関係で、町内業者というような観点からの御質問だと思いますが、当然、物品の調達の場合は、町内業者からの購入を念頭に業者を検討するところであります。

実際、教育委員会といたしましても、デジタルテレビの場合は、平成22年から導入しておりますが、町内業者にて全て購入をしておりますところでございます。

今回、指名競争入札では、やはりこれらの業者を内申できずに町外となったところがありますが、やはり納入の仕様だとか、そのコンピュータ本体の購入のみではありませんで、校内LANへの組み込みだとか、またサーバーの更新では、校内全てのコンピュータを管理するためのデータの移行作業、こういったものも行う仕様になっておまして、いわゆる初期設定作業、こういったものが必要となったからでございます。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） パソコン、それから汎用コンピュータしかりでありますけれども、コンピュータ自体を導入する場合には、何が一番重要かというのは、ソフトウェアの問題であります。

要は、幸田町が今、岡崎市は日本電気、幸田町は富士通、刈谷も安城も富士通、田原も富士通、要はアドミニストレーションと言いますか、行政特有のソフトウェアが得意な分野とそうでない分野があります。そういうことで、継続的に使用されるというのが一般的な問題です。

それはなぜかと言うと、インターフェースがとれるということです、簡単に。従来、

日本電気のものから富士通に載せかえるもの、IBMから富士通に載せかえるものというのは、非常にソフトウェアの問題が出ます。

そういうことで、従来も幸田町はソニーのバイオというパソコンを入れました。入れたんですけども、非常にそれがインターフェースがうまくとれない。そのことによって、全部撤去しました。

そういうことで、地域の地場のそういうコンピュータも使っているんです、実は。ですけれども、インターフェースがうまくとれないということが一番重要な案件でありまして、しかし一度入れますと、大体そのような企業のもので安価に入れて使っていると、そういうものがほとんどだと思います。

全部載せかえろということになったら、えらいお金がかかるわけです。何億円というお金がかかるわけでありまして、町内の企業を入れてやりなさいというお話ですけれども、ソフトウェアだけじゃなくして、ハード・ソフトの両面のフォローをしていただかないと十分に使いこなせないということでございますので、決して町内の、例えばパナソニックにしましても、十分使える機種をいろいろ出しているかと思います。そういうことも、今、従来やった経過においてそういう状況が発生いたしておることだけ御承知いただきたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） インターネットで調べてみても、日本中の官公庁のパソコンは富士通とNECが独占的に占めておることがわかりますので、そのことは承知をしての質問でございますが、幸田町内にも東京理科器のようなあっせんするような、そういった業者は幸田町内にもあるわけですので、そういったところを育てながらそういう会社にしていくべきじゃないかなと、そういうふうなことを思っております。東京理科器のように資本金300万円というようなレベルの会社は幸田町内にもあるわけですから、またはないにしても育てることはできるわけですので、そういった考え方も必要だろうと。今ないからこうだというんじゃなくて、やはり幸田町の中の企業を育てていく、できたら幸田町内で何でもやれるようにするというのが、4万人、5万人を目指す幸田町の姿勢だろうというふうに思っておりますので、その辺をぜひ考えていただきたいという話があります。

次に、前はトーテックアメニティという会社が落札をしまして、少しの差で、次は東京理科器でした。今回は、落札を見てますと、東京理科器がトップになりまして、トーテックアメニティは最後に回りました。前回、2番札が今回はトップと、そういうことで、2番札の法則というのが生きているのかなというような気がいたしました。

さて、前回の入札参加者の一覧表と今回の一覧表を見比べてみますと、資本金と営業年数の部分で、営業年数が2年前の話ですから、それが2年たってもまだかわらないと、そういう業者が登録されておりますが、どういうふうにこの書類はチェックされていきますか。その点についてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、今回の入札につきまして、落札者及び次点の業者、順位というようなお話がございました。私どもいたしましては、あくまでもそれぞれの参加

業者が見積もった入札金額の結果であると考えて、適正な入札であると考えております。

議員御指摘の、前回、平成23年の職員用パソコン購入時の入札参加者一覧表と今回提出をさせていただきました一覧表の中で、営業年数が前回と同じ教育産業株式会社の営業年数が60年と同様であったという御指摘でございます。

これは、前回分のものに誤りがございました。今回の入札参加者一覧表の営業年数が正しいものであります。前回分につきましては、営業内容書という入札参加申請書の中にあるわけですが、手書き等で作られた書類でもありました。そうしたことで、私どもの単純ミスをしたものでございます。今回、そうしたことも含めまして、今回の参加者申請書の中でも、商業登記簿による確認をいたし、今回、資料を作成をさせていただきました。

いずれにしても、私どもの総務部の所管ミスでございました。おわびを申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 町内業者の取り扱いということで、育成していくということでございます。入札の指名審査等におきましては、それぞれ所管担当部局と指名審査会等で議論しながら今回の入札参加業者を決めておるわけでございますけれども、御指摘等の点等も今後踏まえて入札参加資格の適正な運営に当たってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 先ほどの教育産業の営業年数のミスの問題ですが、今回が60年と。前回、2年前に60年というふうに教育産業が書いてきたという判断ですか。書くかなと、そういうふうに思うんですが、もう一度、ちょっとそこを確認します。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） これは、設立が何年、創業が何年という開始年が書いてございました。その経年計算をする中でミスをしたものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ということは、こちらで計算したということですね。

もう1カ所ありますよね。何か営業年数が今回と2年変わっているのに、1年であるというような、そういう部分についてお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 御指摘の部分は、トーテックアメニティ株式会社の部分だと思います。前回の入札時、参加をしておりましたが、このときが40年の営業年数、今回41年となっておりますのは、入札時点での営業年数のため、昭和46年5月に会社を始めたということですので、前回から2年を経過をしていないということの関係の表記になっております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 業者にとっても死活問題でございますから、そういった書類について、きちっとやっぱり確認をして書いていただきたいというふうに思っております。信用問題にもかかわる問題ですので、何か随分ずさんなチェックで書類が上がるとなると、そういう気がしますから、そういうことのないように今後よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 御指摘の点、もっともでございます。くれぐれも督励をさせていただきますまして、ミス等の防止に努めてまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、1番、中根秋男君の質疑を許します。

1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 私のほうから、先ほどもリースで今までがあったというような話もありました。最近、各企業さんでは、リースやレンタルを利用されるところも多くあるということを知っております。それで、リース契約的なことは検討されたのかということと、リースだと契約金は幾らぐらいになったという、この点についてお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員申されたように、前回、更新前はリース契約であったわけでございますが、リース契約の検討ということでもあります。

当然、メリット等は承知しておるところでございますが、要するに多額の費用を一度に出さないとか、廃棄物処理も適正に業者が行うとか、いろいろなメリットがあるわけでございます。

そういった面も承知しておりますが、今回のパソコンの使用年限、これがおおむね7年を超えるというような状況でありまして、こういったことを勘案しまして、リース契約から今回の買い取り契約に方向転換をさせていただきました。

その契約金の関係でございますが、今回、リース契約と今回の買い取りとの比較もさせていただいておるところであります。この契約を4年のリースで試算をいたしますと、利率を2.27ということで換算をいたしましたところ、おおむね購入よりも178万円ほど割高というところになったという考えを持っております。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

178万円ちょっと高いと言われれば、そうなんですけれども、リースですと、各業者さんですと、全額的に経費で落ちるとか、節税効果があるというようなことを言われておるんですけれども、その点についてはいかがなんでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 確かに、業者さんにとっては、そういったもので優遇をされるかもしれませんが、やはりこちらとしましても、今回の更新を見ますと、おおむね7年と、先ほど4年で計算いたしました。やはりそれを超える契約期間というか、再リースも考えておりますので、それを含めると、例えばそれをもう3年延ばすというふうを考えまして、そうしますとまた160万円ほど上乗せとなりますので、そうするとトータルが338万円ほどになってしまうと、こういったことも考慮いたしまして、買い取りを決定いたしました。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

これからも、結局、リースじゃなくて買い取りになっていくかというぐあいには思いますけれども、その点はよろしくお願いします。

あと、事務職員用なんですけれども、これがWindows 7になっておって、あと全てがWindows 8という格好になつとるわけですけれども、この点について、どうしたことで、Windows 8、一番新しい機種ですので、これにしたらどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 御指摘のWindows 7への対応であります。今回、学校事務職員用のノートパソコンにつきましては、町の財務端末用としても使用をします。最新のOSでありますWindows 8ですと、町の財務システムとの動作検証がなされておられませんので、よってトラブル等を避けるためにも、町の財務端末と同様のWindows 7を指定をしたところであります。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

業務上、やっぱりどうしても支障が出てしまうということだと思います。

それから、もう一つ、そのほかの部分で、その他と30ページのところに書いてあるんですけれども、ここでプリンターが載っておるわけですけれども、この台数的なものは別に何もうたってございませんので、サービスでもらえるのか、幾らでもらえるのか、100台も200台も会社がくれるのか、それとも数台しかくれないのか、くれるのか、買うのか、ちょっとこれうたってないものですから、そこら辺をちょっとお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 台数の明記がなく、大変申しわけありません。

今回購入いたしますプリンターにつきましては、コンピュータ室へカラーのインクジェット、これはA3対応でございますが、プリンターを1台購入するものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 各学校1台じゃなくて、たった1台ということではよろしいでしょうか。再確認をお願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回はコンピュータ室の更新がございます。このコンピュータ室専用のカラーインクジェットプリンターでございます。

○議長（大嶽 弘君） ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩とします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

1番、中根秋男君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 通告をしておりました機種選定等につきましては、4人の方がそれぞれ質問をされたわけでありますけれども、改めて質問をしてみたいです。

この機種選定に至った経過にいたしましては、富士通ということでありますけれども、その中でWindows 8が、先日、マイクロソフトのほうからWindows 8についてはふぐあいが出たということで載っておりましたけれども、こうしたWindows 7からWindows 8に移行する中で、最初は売れ行き好調ということであったわけですが、ふぐあいが生じた点におきまして、この件に関してはきちっと対応できるかということでございますけれども、その点について経過説明をいただきたいということでございます。

次に、必要台数の確保ということでありますけれども、平成18年度から教職員へノートパソコン等を配置をしてきておりますけれども、それが更新をしていくということで、この台数の確保についてはきちっと対応されているのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

次に、先ほどもありましたように、XPの関係で言えば、来年からセキュリティーの関係が少し心配になってくるわけでありますけれども、そうした点で、順次更新をするというようなこともございました。この更新計画についてもお聞きしたいというふうに思います。

今回は買い取りで、小・中学校の一部、坂崎小学校、幸田小学校、北部中、荻谷小、深溝小と、それぞれ出ているわけでありますけれども、全体計画の中ではどのようにされるのか、それについて説明がいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、機種選定の関係で、今回、XPからWindows 8におおむねのものを交換するわけでございますが、これにつきましては、今回のメーカーのサポートによりまして適正に納入されますので、それについても業者とは調整をしながら適正な納入に心がけてまいりたいと考えております。

次に、必要台数の確保の面からの御質問をいただきました。各学校におきましては、教職員数、これは非常勤職員も含むものでございますが、将来の教職員数も見込みながら、勘案して購入計画を決定いたしました。例えば、坂崎小学校の教員用のノートパソコンにつきましては、13台がリースが終了となるところでありますが、今回は15台を購入する。そうした面で、全体的には3校で12台の増設を考えておるところであります。

また、職員室には校務用のデスクトップが各小・中学校とも2台整備されておまして、これは共同作業機として、ホームページの作成や記録映像の処理などの業務に使用されておるところであります。

また、子どもたちが使用しますコンピュータ室の更新では、40人編制のクラスに対応する措置で対応をしてみたいです。

次に、セキュリティーの関係でございまして、今回、XPを更新するということの中で、

全体計画をどうするんだというようなことでありますが、これにつきましては、平成25年から27年の実施計画により取り組みをしまいたいと。小・中学校の職員用のノートパソコンの更新、また小・中学校のコンピュータ室デスクトップの更新を計画しておるところでございます。

その概要を申し上げますと、平成26年にはトータル155台の更新となりますので、更新率としては27%、また平成27年にはトータルで237台の更新となりますので、約41%の達成を見込んでおります。全体といたしましては、平成28年度が最終年というふうに考えておりますが、これは401台を完了といたしますので、全体的には約69%の入れかえ率が達成されるということでございます。

なお、残りの177台、これは調べ学習用に各普通教室等で常設しておるパソコンでございますので、当面、更新の計画は予定しておりません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成28年まで更新をし続けるということでございますけれども、その時間差の中でコンピュータも日々変わってくるわけでありまして、先ほど言いましたように、Windows 8については非常なふぐあいだということで、改良の余地がされるということになってきている報道もあったわけでございます。

そうした関係で、以前もこうした関係で、Vistaでしたか、何かふぐあいがあって、早々に変わったと、Windows 7になったと、こういうような経過もある中で、将来的にはわかりませんが、しかしながら今取り入れる8については、このようにメーカーのほうで改良するというようなことがありますので、そうした点からすればいかがなのかなど。きちっと対応していかれるとは言われましたけれども、まだ購入に至っていない中でこうした情報があったということについてはどう考えられるかということでございます。

それから、管理体制でございますけれども、管理体制にあつては、教員のほうのパソコンのデータが盗まれるというようなこともいろいろあつて、持ち出し禁止とはされているものの、しかしながらまだまだこうした問題は後を絶たないわけでございます。今は、こうしたパソコンによっていろんなデータがその中に蓄積をされていくわけでございますので、こうした管理体制は十分やっついていかないと、個人情報漏えいというようなことにもつながりますので、その辺のところは万全なくやるべきだというふうに思いますが、増設も含めて、将来の教職員の増員にも対応する形の中でやられるわけでございますが、そうした管理教育というものはどのようにされていくか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） Windows 8への対応ということでございますが、これにつきましては、今回の導入のOSのほとんどが8でございますので、これはやはりメーカーとしての責任においてしっかりとサポートしていただきながら導入に向けて取り組んでいくという考えでございます。

そして、二つ目の管理体制でございます。情報モラルというようなことかと思っております。これにつきましては、学校の職員が適正にコンピュータを使うためのルールというのを遵守、そしてモラル研修ということでございます。

教育委員会といたしましても、小中学校のコンピュータ等管理運営要綱、また小中学校個人情報保護管理ガイドライン、こういったものを使いまして、職員会議の折には学習会を行っていただいております。

また、職員会議に出席しない非常勤の職員にあっても、学習会資料を配付し、また個別にその内容を伝達しておるところでございます。

各学校の情報教育担当が集まります、教育委員会が主催いたします情報化対応教育推進委員会、ここにおいても情報モラルの教育に関する研修を行っておるところでございます。

また、それに対応します情報を、今度は先生方がやむを得ず学校から外へ出す場合の対応でございますが、これは電子データによる個人持ち出しは原則禁止であります。暗号化することなど、また安全対策を講じた記憶媒体、これを使うことを徹底しております、校長の許可を得なければ個人情報を学校の施設外へ持ち出すことは禁止しております。こういったセキュリティー基準をしっかりと設けて対応しておりますので、管理体制を万全にこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、6番、都築一三君の質疑を許します。

6番、都築一三君。

○6番（都築一三君） 私は、この旧パソコンやサーバー等の再利用計画についてお尋ねをしたいと思います。私の年代では、もったいないとか、疎ましいとか、いろんな世代であります。下取りについてお尋ねをいたしたいと思います。

平成23年度庁用パソコン270台、今回も含めて396台の役場と学校関係、総額約6,396万円であります。更新の際における再利用の実績を踏まえて、その行き先について一覧表にして公表していただけるか、お尋ねをいたします。有料・無料を含めてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会といたしまして、今回の更新に係るパソコンの再利用の概要を申し上げます。

今回の更新に係るパソコンのうちノートパソコンはリース品でございまして、リース品でありますノートパソコンについてはリース会社へ返却、またデスクトップにつきましては、これは町の備品ということで、町の特約条項によりまして無償譲渡されておりますので、これにつきましては、校務用のデスクトップについては、2004年設置、そしてコンピュータ室の更新、これはデスクトップでございまして、2002年、平成14年の設置であります。既に9年、11年が経過しておりますので、これについては廃棄というふうに考えております。

また、先ほど委員が申されました23年に町から受けましたパソコンにつきましては、これは普通教室で活用させていただいております、ノートパソコン141台を学校に譲渡いただいたものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 23年度庁舎内職員におきましてパソコンの更新をしたときの再

利用の実績ということで説明させていただきたいと思います。

23年度の更新に伴いまして、平成24年の1月でございますけれども、職員用のパソコンにつきましては、リースが満了したということで、270台を新規購入したものでございます。そのときの前のパソコンにつきましては、基本的には事業系の廃棄物として廃棄処分したものでございますけれども、状態のよいノートパソコン、この141台を各小・中学校に配付し、児童・生徒の調べ学習のためにインターネット利用として活用しているものでございます。

なお、その他の残りのパソコン、これが116台でございますけれども、廃棄処分したという再利用の経過がございますので、説明させていただきました。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 私は、下取りのまだ使えるものがあるんで、当然、ほかにも利用されたんじゃないかなと思ってお尋ねをいたしました。

また、先ほどカンボジアのほうに、外国へどのような条件で持ち出されるのかということがちょっと話が出ましたので、それについてもうちちょっと詳しく教えていただけたらありがたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今回、リース切れによります返却されますノートパソコン58台につきましては、リース会社に対しまして町への無償譲渡ということで交渉を進める中で、先ほど言いましたように、カンボジアへ町が訪問するときに、うまく機会を捉えて寄贈したいなという意向ではあります。ただ、相手先の受け入れ、流通経路、経費、そしてデータの管理等々、いろんな形で、受入先とこちら側の対応等を調整して、うまく活用していただけるものならば、カンボジアでうまく活用していただきたいというような、現在、方向で調整をいたしておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 外国への持ち出しということでございますが、ほかに実績があるのかなのかということと、また外国に輸出する場合は、輸出規制の対象に合わないか、そんな心配もあります。輸出があった場合には、先ほど副町長がおっしゃったように、データの消去等々、これから問題が起きないかということについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今、お話がありましたように、当然、海外への今までの実績というものでございますけれども、前回、町長等がカンボジアのほうへ訪問された際にも、パソコンを利用していただくような形でお贈りした経緯はございます。

今回につきましても、やはり実際に私どもが使っていたいただきたい対象の方々、カンボジアの方々にもうまく利用していただけるというような視点で、途中で流出しちゃうことがないように、そういった維持管理の面も含めて、現在、調整をしておるところでございます。

当然、データ管理等につきましては、その相手先でうまく利用できるような外国語機能だとか、そういったような転換もございますので、その辺もチェックした形で持ち出

すというようなものでございます。

海外に持ち出した実績というのは、幸田町においてもあるというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 基本ソフトの関係でお伺いをするわけですが、いわゆるOS基本ソフト、先ほどの質疑を聞いておられますと、7と8だということですが、7にしましても、8にしましても、それぞれ発売の時期というのがあるわけですが、それはいつといつですか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 発売時期でございますが、一般発売ということで示させていただきたいと思ひますが、まずWindows 7であります、2009年10月22日でございます。Windows 8でございますが、これは2012年10月26日でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） OSは基本的には3年に一遍ぐらいつ新機種が出てくるということで、今言われたように、7については2009年の10月、8については2012年の10月ということですが、サポート期間はおおむねどれだけですか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） サポート期間につきましては、製品提供開始から10年というのを聞いております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうした点からいきますと、8は2012年の10月、8は非常に使い勝手が悪いという悪評が広がって、なかなかこれは伸びていないことは事実です。ということで、7が今全体で43%占めているということですが、いずれにしても7も2009年という点で、今、2013年ということを含めると、もうほぼほぼ中間点に来ているという点で、7と8という関係を含めていきますと、今回のこの資料でいきますと、7が9台の8が117台という点も含めていくなれば、私はもう一つの問題として、これからどうしようかなという問題。

先ほどちょっと触れて話がございましたが、XPがまだ残っているわけですね。これは、教育委員会ということじゃなくて、幸田町、あるいは外郭団体も含めて、幸田町が財政支援団体という形の中で、そういう団体におけるXPの状況がどうなのか。そして、もう一つは、買い換えをするときに、幸田町と別に富士通がどうのこうのということじゃなくても、要は新しい機種がなかなか使い勝手が悪くて、今、8が大体全体の2%ぐらいしか伸びていないと。ただ、XPが来年の4月の9日に終わると、サポートがね。ということで、そこら辺の伸びがどうのこうのという点で、7よりも8のほうが比重が高くなって来るであろうというのがあります。

そうしたことも含めて、じゃあ我がまちのと言ったときに、教育も含めて、行政の分

野だけの問題じゃなくて、財政支援をしている各種団体、外郭団体の状況というものについては、どういうふう把握をされて、今後どうされるのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 外郭団体の実態ということでございます。

6団体、社会福祉協議会、シルバー人材センター、幸田土地改良区、区画整理組合、学校給食会、文化振興協会の計6団体を調査いたしましたところ、保有しておるパソコン87台のうち16台がWindows XPということで、XPの率としては18.4%というものでございます。

なお、今後の更新計画等につきましては、その時期等は把握できませんでしたが、新規パソコン導入というようなことで、6団体の計で14台更新計画があるということ調査まで行いました。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特にXPの関係が、サポートが来年の4月9日に終わる。そうしたときに、インターネットに接続すれば、いわゆるウイルス対策ということが終了するわけです。

私がなぜ心配するのかと言うと、そういうパソコンに個人情報を含めたセキュリティーにかかわる問題がフリーパスになっていく。そうしたときに、町民における個人情報やいろんな問題が無防備の状態という点でいけば、私は行政として財政支援団体に対しても、どの機種をどうするかはともかくとして、私は新しくウイルス対策を十分整えたものに更新をしていくと、こういうことをやらないと、いわゆる外郭団体、財政支援団体だと、後は自主独立で自分たちでやっていきなさいよということでおやりになるのも一つの筋道かもしれないけれども、そこに登録されている個人情報等が漏えいする、そういう危険にさらされることは間違いないわけです。そういうことも含めて、やっぱり町は包含的な対策としてどうするのかというものを、やっぱり方針として持つべきではないだろうかというふうに思うわけです。そうした点で答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） おっしゃるとおり、外郭団体6団体につきましても、日ごろの情報連携を密にとっておるということで、今までの機種の汎用性だとか、今までの情報のやりとり等、いろんな経緯を含めまして、やはりXPとかいうものについても、更新対応の計画の中で業務情報・個人情報が絶対に流出することがないような対策を行っていく必要があるというものでございます。

これは、更新計画等々におきましても、やはり今言われましたように、それぞれの外郭団体におきまして管理される物品ではございますけれども、やはり先ほど言いましたように、今後の情報を密にしていくような見知におきましても、こういった機種の選定関係につきましても、町の更新等、また今後の計画等にうまく対応するような形で相談等、体制を整えてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第35号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第36号議案の質疑を行います。

7番、池田久男君の質疑を許します。

7番、池田久男君。

○7番（池田久男君） それでは、親切行政の運営事業についてお伺いいたします。

私の記憶しているところでは、昭和50年ぐらいに、この親切行政運営事業が始まったと思っております。今では、この町全体について、町民にとってなくてはならない大事な事業だと思っております。そこで、廃車になった経過についてお伺いをいたします。

まず、故障の概要はどうであったか、そして過去に故障とか修理をしたことがあるかないか、そして公用車の更新基準について、以上、この3点をお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それでは、親切行政について若干説明させていただきますけれども、昭和49年から、道路とか河川などの維持管理に関しまして、多種多様にわたる町民ニーズに対応しまして迅速に応えるために、町直営により修繕等を行政として実施しているということであります。

24年度、昨年度では年間550件を処理いたしまして、また親切体制につきましては、8名の体制で、車両もダンプ4台というような形で運行しております。2名一組の単位で編成しているという状況でございます。

ただし、現在は2名ほど欠員しておりますので、実際は6名と。また、1台廃棄している状況でございますので、3台にて実施しているという状況であります。

この2カ月間、4月・5月とこの3台にて6名で実施しておるわけですけれども、今回、補正をいただきまして、10月から2名追加し、8名でフル体制で行っていくというふうな計画をしている状況でございます。

そして、故障した状況でございますけれども、平成25年の3月5日、ことしの3月5日、親切の作業中において、この18号車がエンジン異常音による停止をしてしまったということで、近くの自動車会社に持ち込んで確認させていただいたところ、エンジンの焼きつきによるものということで判明いたしました。

そこで、修繕費・修理費を見積もりましたところ、118万円強の経費がかかるということで、実質8年経過で、距離も8万6,000キロ程度ということでありましたけれども、公用車の自動車の更新基準に基づきまして、破損等が著しく、また1回の修繕費が購入時価格の5分の1以上になるものも更新の対象とできるという規定を適用しまして、3月25日に行ったものでございます。

特に、この公用車の自動車更新基準がございますけれども、一般の更新基準としては、例えば軽自動車ですと8年の8万キロ、またバスですと15年の30万キロという形になっておりますけれども、一般車とトラック、こういったダンプトラックにつきましては、10年の10万キロという基準でございます。

ただ、その他の規定としまして、破損が著しく、また1回の修繕料が購入時価格の5分の1以上となるもの、これについても更新の対象となるというようなものを適用させていただいているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 公用車の更新基準として、10年10万キロと、軽では8年の8万

キロということでございます。燃料系統が故障ということで、これは町民には身近な仕事でございますので、ぜひ早く車を購入していただきたいと思っておりますけれども、リースと購入の件でございますが、比較検討されたでしょうか、お伺いたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） リースと購入との検討ということでございますが、まずは今、台数が1台ないという状況でございますので、そういった場合、リースをすると、1日当たり、2トンダンプの場合でございますけれども、1日5,000円が必要だということでございますけれども、現在のところは今の体制ですので、リースは特に行っておりません。

これをリースと購入との比較ということでございますけれども、まず5年契約のリースというのがございますけれども、そういった場合に、月当たり7万3,500円という形で、5年ですと60カ月、トータルで441万円ということになるわけですがけれども、こういったリースが満了しますと、買い取りという形とか、また返却ということがございますけれども、それに37万円から50万円程度かかるということで、トータルでは478万円から実際には500万円程度かかってくるということで、経済比較しますと、購入のほうがということになります。

なお、こういった短期間でボディの補修がないというふうな、またこれは全塗装を行っているわけですがけれども、そういった場合には、短期間であればリースということも考えられないこともないんですけれども、恒常的に、日常的に使うという作業車両としてのダンプカーでございますので、経済的にも含めて、購入という方式をとらせていただいているという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田久男君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 風疹が非常に大流行しているわけでありまして、県内におきましては、昨年を上回って今年度のほうが大流行ということで、愛知県も助成事業を実施をするということが急遽決まったわけでありまして、それに基づき今回の風疹ワクチンの接種への助成でございますが、この助成が200人分で、20%の200人分ということで予算化がされました。私は接種対象者、これを限定せず、希望する人にも助成を拡大すべきではないかというふうに思うわけでありまして。

今回の助成は、20代から40代の夫婦で妊娠を希望する方たちということで、助成の対象の範囲が狭められているわけでありまして、そうした観点からすると、やはりこれは制度的に接種漏れの人たちがこのように風疹にかかってしまった。これが大流行につながってきたということでもありますので、やはり未接種者につきましては、これは接種の対象にしていくべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして。その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回の風疹の予防接種につきましては、5月16日でしたか、知事の報道によりまして、その内容実施について報道されました。

背景といいますか、先ほど議員言われましたように、昨年度に比べて比較的ふえてきたということもあって、今回、緊急措置的な対応として県のほうがその補助要綱を定めておみえになります。

対象者につきましては、先ほど言われる、おおよそ20から40とはいうものの、実際には妊娠を予定、もしくは希望してみえる女性またはその夫ということで、特別年齢については限定をしておるわけではございません。

何にしましても、先ほど言われました対象者の拡大については、緊急措置的な対応ということで、本来、任意接種であるものを、妊婦の方の子どもさんに与える影響を考慮しての緊急措置だということでもありますので、この県の要綱に基づく対象者、これを町のほうも同じくして実施をしていくというものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この風疹が大流行に至った経過というのは、20代から40代の接種対象者とならなかった世代の方たちが海外から持ち帰ってきているのではないかというような見方も多いわけでありまして、また風疹におきましては、以前に1回だけ接種した方たちにつきましては、これはワクチンの効力が少なくなってきた。そのことから、やはり2回接種が望ましいということも言われているわけでありまして、その抗体について言えば、たとえ1回接種をしても抗体が少ないか多いかというのは調べることができて、接種が必要だという方について言えば、やはりこれは結婚していなくても、抵抗力をつけるためにワクチンを接種したほうがいいわけでありまして、そういうことからしても、やはり私は限定しないでやっていくべきではなからうかなというふうに思います。

今回の措置は、結婚をしていることが条件でありますので、そうした点からすれば、非常に全ての方たちということから外れるのではないかというふうに思うわけでありまして。今の状況では、小さいときから2回やるわけでありまして、接種をしている方については全て完了しているわけでありまして。

そこでお聞きをするわけでありまして、町内の未接種者の人数についてお尋ねしたいというふうに思います。

それから、この方たちへの周知等、あるいは接種を促す、そういうような対応というのはどのようにしていくおつもりがあるか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 風疹につきましては、議員言われましたように、今ではもう出生後の対象者は当たり前にやっておるわけですが、一時期、未接種の方が多く対象があります。昭和54年から62年にお生まれの方が非常に接種率が悪いという、これも実際には接種をという呼びかけをしながらも接種率が悪かったという経過がございます。

ただ、基本的に抗体値が、抗体値というのは、要するに耐える力があるかどうかというのは、風疹にかかったかどうかにもよりますし、実際には検査をしてみないとわからないというものでもあります。

今回のこの補助の関係につきましては、風疹の妊娠をされた方が風疹にかかった場合に、先天性風疹症候群という子どもさんが生まれる可能性があるということで、全国でもこの1月から5月の間に5件、このうちの2件が実は愛知県で出生をした子どもさんであります。それを受けて、実は今回、県のほうが緊急的にやるということで、風疹の関係については、どなたでもということは、もちろん私もそうは思いますけれども、先ほど申し上げましたように、基本的には今まだ任意接種という中で、今回緊急措置的な対応ということで、妊娠を予定、もしくは希望してみえる方ということでお願いをさせていただくということでございますので、よろしく申し上げます。

それから、未接種者につきましては、私どものほうで接種履歴というのを実は管理しておるわけですが、いかんせん昭和62年度から平成13年度まで中学生、もしくは昭和62年生まれ以降の個別接種者、この方たちの接種履歴しか実はわかってございません。転入者、もしくは個人で接種を当然してみえる方もあろうかと思いますが、全体の人数としては把握をしておりません。

ただ、今わかる範囲の中で、昭和59年の4月1日生まれ以降の方で私どものほうで履歴がある方の中の未接種者というのは、248名お見えになります。これが全体かどうかというのは定かではございません。

それから、周知の関係につきましては、当然、今回のことにつきましては、新聞にも若干出させていただいておりますけれども、今後、広報、それから予防接種を受けられるであろう医療機関、こういったところにチラシを配布するなどして周知を図っていききたい、当然ホームページのほうにも掲載をしていくということで、周知を図っていききたいということを考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 昭和59年の4月1日生まれからの平成13年度までの未接種者については248人ということでありまして、これは女性だけということで理解してよろしいでしょうか。以前は、中学校2年生の女子というように限定をして風疹の予防接種を行ってきた経過があるわけでありまして、そのように理解していいかどうかであります。

一番この年代が、例えば結婚して出産を希望する、この年代になってきているわけでありまして、何よりも母体の保護、こういうものが必要でありますので、そうした点からすれば、私はたとえ結婚していなくても、希望する方には私は助成をしていく、こうした考え方の中で継続して事業を進めていくべきではなかろうかなというふうに思います。

それで、再度のお尋ねになるわけでありまして、今回は緊急促進事業で対応するわけでありまして、先ほどは県の補助要綱に基づいて助成をするよとおっしゃいました。今回は200人分ではありますが、これは1年限りになるわけでありまして、引き続き次年度もこのような考え方の中で要綱がつくられているのか、この補助要綱は単年度限りなのか、お尋ねしたいと思います。

それから、医師会との連携についてでありますけれども、当然、個別接種になるわけでありまして、町内や町外、この岡崎医師会管内等の医院において接種をするという

ことになるわけでありますけれども、そうした医師会との連携についてはどのように対応されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、女性のみかという先ほどの数字でございますが、昭和59年からは中学校の2年生の男女ということでやっておりましたけれども、先ほどの248名というのは、ごめんなさい、男性・女性含めての数字でございますので、よろしく申し上げます。

それから、さらに対象外の方も拡充をということで、風疹というのは、基本的に一度かかるとかからない、いわゆる抗体値ができるよと言われている病気ですが、実際に風疹にかかったかどうか、これが実際にはわからない。違う病気であろうという場合も実は多くあるということを受けておりますので、幸田町の関係でわかりませんが、先ほど言いました未接種の時期、年齢で言いますと26歳から34歳ぐらいになろうかと思えますけれども、この時期の方たちの接種率というのは低い。ただし、罹患率、いわゆるかかったと言われている率というのは非常に高い時期であります。そういった意味では、全員の方に対象ということではなくて、基本的に県の補助要綱に基づくものとして緊急措置的なものということで対応したいと。

それから、200名分の関係につきましては、先ほど言いました、基本的に今、幸田町内では、年間約500名程度の方が出生をされます。夫婦で掛け合わせますと1,000人ということになります。おおよそ2割程度、これが私どもの200人という根拠でございます。そういう意味で、200人程度ということで組んでおるわけですが、1年度限りの時限立法ということで今回県のほうもやられますので、幸田町についても同じく本年度の3月31日までということで対応はさせていただきたいと思えます。

今後の経過につきましては、これは県のほうでも若干見解を持っておみえになりますけれども、当然、風疹の流行のぐあい、それと各市町村でこれからどういうふうに対応するのかというふうにも含めまして県のほうでは考えていきたいということをおみえになります。

基本的に今、西三河9市1町では、やはり1年限りの時限立法ということで対応されるようでございますので、県内も多分そうであろうと思えます。また、今後、情勢が変われば、当然考えていきたいというふうにも考えておりますので、よろしく申し上げます。

それと、医師会の関係でございますが、当然、予防接種については、医療機関のほうで接種をしていただきます。今回は償還払いと言いまして、一度、医療機関で接種をしていただき、その時点で受け取られる領収書、これを持って申請をしていただき、その接種をしたことを確認をした後に助成補助をさせていただくという処理をさせていただきます。

本来、岡崎市医師会の医療圏、岡崎、幸田町内の医療機関しか対応ができなくなってしまうので、基本的にはどこでも結構ですと、いわゆるお医者さんで受けていただいた領収書を持ってきていただければ助成をするということで、これが先ほど言う緊急措置にもつながるかなと、いわゆる流行させないための一つの方法ということで、県内の大半の市町村については償還払い、もちろん医療圏の中の委託行為をもってやってみ

える市町村もございしますが、当面はそういった形で対応していくということです。当然、医師会とは接種の依頼についてはお願いがしてございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の助成は、あくまでも結婚を前提ということでありまして。夫婦ということでありまして、例えば今、婚約期間であって、10月に結婚するよという、そういうのがわかっている場合というのだったら、この3月31日までの期間内に結婚する夫婦であれば対象ということになるのか、あわせてお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 対象者は、基本的に先ほどから言っております、既婚・未婚に限らず妊娠を予定または希望している女性、これをどう解釈するかというのは非常に難しいわけですが、基本的には妊娠を今から、いわゆる子どもさんを設けたいと考えておみえになる女性の方、もしくは結婚してみえる、その男性、夫の方には、対象ということで対応させていただくということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、最初のこの説明のときには、20代から40代の夫婦、妊娠を希望する夫婦と言われましたけれども、この対象者は、再度の確認ですけれども、20代から40代の夫婦と、それから出産を希望する20代から40代の方という、この二通りの解釈でいいですかということでありまして、その点についてはどうでしょうか。夫婦と限定しないでも、妊娠を希望する20代から40代の女性・男性、誰でも問わずということによろしいわけですね。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 20代から40代と言いましたのは、先ほど議員が20代から40代と言われましたので、おおよそそのぐらいであろうという意味で説明をさせていただきました。基本的には、町内に住所を有します、未婚・既婚を問わず、妊娠を予定または希望している女性、もちろん風疹の罹患歴のある方と妊娠中の方、この方については当然対象にはなりませんけれども、予定、もしくは希望している女性とその夫ということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 議案説明のときの説明では、20代から40代の妊娠を希望する夫婦ということでありましたので、限定をするのかなというふうに思ったわけでありまして、今の説明の中では、町内に住所を有する未婚・既婚を問わず出産を希望する20代から40代の女性、またその夫という、そういうのでいいわけですね。要するに、20代から40代であればいいという、そういうことで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議案の説明をさせていただきましたときに、20代から40代を中心としたという言い方をたしかさせていただきましたような記憶がございまして。20代から40代に必ず限定をしますということではございません。その辺は、先ほどから何度か申しておりますように、既婚・未婚にかかわらず妊娠を予定または希望してい

る女性。婚姻関係にあるというのは非常に難しいわけですが、事実上の事実婚でなくても、これは内縁関係も県のほうではオーケーということも言ってみえますので、その辺の対応については、当然、その申請を受ける時点において判断をさせていただくということになろうかと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時02分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 風疹の大流行は、昨年に続き、またことしも特に患者数がふえております。

6月11日に国立の感染症研究所は、ことしの風疹の患者数は、累計で9,408人となり、昨年の2,392件の4倍となっていることを報告をされております。また、愛知県も、6月2日までに179件の報告があり、昨年1年間の報告の98件を大きく上回っております。風疹の流行は初夏がピークとなるということから、今、この時期の助成へとつながっていったのかなということも考えられます。

岡崎市の風疹患者数は、ホームページ等で見ますと、1月から5月で13人ということで、去年1年間の5人を大幅に上回っているということホームページで報告をされておりますが、幸田町の患者数はことしは何人なのか、また昨年はどうであったのかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 県内岡崎市につきましては、先ほど議員が申されたとおりの風疹の罹患者であります。

幸田町におきましては、本年の1月から5月までの間に風疹の届け出のあった方についてはございません。24年度で言いますと1人ですが、この1人につきましては、25年の3月にかかったということでございますので、年と言えば25年中にかかったと、年度で言うと24年度でございます。23年度につきましても、風疹にかかったということは幸田町ではありません。

ちなみに、西尾市では、23、24、25年度ともゼロでございます。

それから、豊田市ですと、25年度では14人、24年度で23人ということで、これはこの時点で言えば若干ふえていると思えますが、全体ではまだそこまでには至っていないというような状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 幸田町では、本当に1月から5月までは、ことしはゼロ件ということをお聞きをいたしました。本当に風疹は隣の市も流行しているようでございますので、いつ幸田町にも来るかというふうに心配をするところでございますが、とにかく対

象者の方々が予防接種を受けていただきたいと、そういうふう思うところでございます。

助成は7月からであります。6月1日以降に予防接種をした場合も対象となるということでお聞きをしております。既に始まっているところでございます。その周知方法でございますが、確かに6月7日の地元の新聞には出ておりました。領収書を持って窓口へ来てくださいということも載っております。しかし、地元の新聞をどのぐらい町内の方が見たのかなということ、それも疑問でございます。

また、この6月7日以前に既に予防接種を受けられて、領収書もなくしてしまった方がいるかというふうに思います。そのときの対応はどうされるのかということと、またそのときの新聞報道以降、何らかの問い合わせがあったかどうかということをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 対象につきましては、6月1日からのものを7月1日から適用していくということになりますけれども、新聞報道にもありましたけれども、町のほうとしては、ホームページであるとかでも、今、周知をしております。今後におきましては、先ほどの答弁にもありましたように、広報であるとか、医療機関にチラシ等を置いて周知を図っていきたいということを考えております。

6月7日以前にもしそういう方がお見えになった場合は、当然、接種の履歴というのは各医療機関のほうには残っておると思いますので、基本的には領収書を持ってということでもありますので、再発行していただけるかどうか、その辺はわかりませんが、そういった中で対応させていただきたいというふうには考えております。その医療機関の対応状況によって検討させていただきたいと思いますが、対象としては、6月1日からは対象ということですので、そういった対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） それでは、既に問い合わせはあったかどうかというのはお聞かせを願っていないわけではありますが、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、申し込みは、直接本人が、接種希望の方が直接医療機関へ電話して申し込む、そしてまた接種を受けていただいて、領収書を持ってきていただいて、窓口で償還払いをしていただくと、こういう流れになるかというふうに思うわけではありますが、先ほどからホームページ等も周知の方法であったというふうにお伺いをいたしました。

ホームページも私も見させていただいて、今、印刷して持っているわけでございます。先ほどの部長の答弁で、対象者であります。ちょっと細かいことを言いますと、このワクチンの対象者は、読ませていただきますと、「幸田町に住民登録のあるかたで、妊娠を予定又は希望する女性およびその夫。ただし、現在妊娠中の女性とその夫、又は風疹の罹患歴がある方は除きます。」ということで書いてあります。

これ読みますと、その夫なんですよ。やっぱり既婚者というふうに読めるわけでございますので、この辺で先ほどもいろいろ御答弁をされておりましたが、例えば結婚の予定のある方だとか、内縁もオーケーということも言われましたので、例えば今後、多分、この町のホームページの費用の助成のところの内容ももう少し細かく、この議決が

通りますと、補正が通りますと、細かく出されるのかなというふうに思いますので、そのときにこの対象者のところももう少し詳しく書いていただければいいのかなというふうに思いますが、その点についてお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、接種をする医療機関でございますが、先ほど少し御答弁がありました、以前では予防接種と言いますと、医療関係で、岡崎市または幸田町の病院ということで伺っていたわけでありましたが、今回は償還払いでございますので、例えば蒲郡市でも西尾市でもどこでもいいよということで理解していいのか。

また、例えばその間にどうしても県外へ出て行ってしまって、1カ月ぐらい帰れない。だけれども、妊娠は希望していると、そういう方がおられましたら、そういう方も県外でも打っていただいて、領収書さえ持ってきてくださればいいのかどうかということもお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 済みません、問い合わせはということで、答弁を忘れました。

今現在まで二、三件の問い合わせがありました。もちろん、その前にも風疹の報道がされている中で、予防接種の助成はしないのという問い合わせはありましたが、先ほどの新聞報道以降、二、三件の問い合わせがあるということでございます。

それから、対象者の関係で、夫というのが非常にわかりづらいということだと思えますけれども、婚姻の届け出をしていないんですけれども、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むということで定めさせていただいております。これもあやふやだと言えばあやふやでございますけれども、男性は基本的に同居して事実上婚姻関係があるならば差し支えないと認めるということで、これは県のほうの見解で示されておりますので、本町についても同等のものということで取り扱いをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、医療機関につきましては、やっぱり原則は、皆さんが岡崎の医療圏の中だけでとどまらず、これは県内の緊急措置ということでございますので、県内の医療機関どこで受けていただいても対応ができるように取り計らいをするということで、今回、償還払いという対応でさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 県内のということで、県外では今回もだめということで理解していいのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、先ほど言われましたホームページの文言でございますが、県ではそういうふうにして書いてあっても、町のホームページの出される内容の中では、そのようなことがうたってございませんので、ぜひともその辺についても誤解を招かないような、そういう文言を書いていただいて周知をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 済みません、医療機関につきましては、県内・県外問わず、どこでもという言い方は変ですが、どこの医療機関であろうと、そこで接種をし、領収

書を受けていただければ、町内の住所を有している方であれば対応ができるということですので、よろしくお願いします。

それから、ホームページの表示の仕方、私もちょっと見ましたが、確かに議員言われるところについては、若干不明な部分がございますので、一度、その内容については、表示の仕方を工夫しながら掲載をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、10番、夏目一成君の質疑を許します。

10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） 45款の土木費、親切行政推進費について言うと450万円ですけども、これについてちょっと質問してまいりたいと思います。

先ほど池田議員の質問で、ちょっと私も競合するところがありましたので、いろいろ書き加えましたけれども、聞けなかったところを再度お願いしたいと思います。年式、それから走行距離、燃料はどんな燃料を使っていたかということをお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それでは、この廃棄となった車の年式につきましては、平成17年式ということで、約8年間でございますけれども、走行距離数も8万6,545キロということでございます。あと、修理等も5回ほど行っております。

燃料につきましては、新車購入時点では軽油ということでございましたけれども、平成17年から4年経過後の平成21年の7月1日からは、バイオディーゼルの燃料を導入ということで行っております。

これにつきましては、ごみの減量化とか、地球温暖化防止と環境型社会の構築に向けた使用済み食用油の回収を行い、精製しながらバイオディーゼル燃料として公用車で使用するということになりまして、平成21年からことしまでの4年程度でという状況でございました。

なお、軽油からバイオ燃料に変える場合、エンジンの改造というのは特に行う必要がないということで、当初、入れかえ時点、21年時点ですけども、そこで油を抜き、空にした状態で、そこに対してバイオ燃料を投入したというふうな状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それでは、この直近の整備記録と、それからどこの整備工場で整備したかということと、こういう状態になったわけでありまして、こういう運行を指示した人というのは、どういう方が指示したかということをお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それでは、整備しております工場につきましては、当時、購入した会社、手嶋オートサービスということで定期点検等を含めて整備を行っていたということでございます。

また、運行指示につきましては、親切班の作業でございますので、町の土木課職員が作業指示を行うとともに、運行指示を行っているということでもあります。

また、整備士による定期点検、6カ月点検も含めて、そういった内容につきましては、

法定点検を、昨年、直近では平成20年4月9日に実施しておりまして、オイルの漏れ点検とか、オイルの取りかえ、またオイルエレメントの取りかえなどを行っている。また、6カ月点検につきましては、昨年の10月20日に実施しております。

それ以外にも、毎月の点検、これにつきましては、手嶋オートサービスではなくて、愛知自動車になりますけれども、点検を行っていたということでもあります。

また、始業点検等も、実際、毎朝、親切班としては、ランプ切れとか、そういったものを含めた始業点検を行ってから出庫しているという状況であります。

特に、幸田町の公用自動車管理規程というのがございまして、その中でも整備管理者と整備管理補助者というのがございまして、整備管理者は、ここで申し上げますと愛知自動車の整備士になりますけれども、毎月点検しながら、整備管理補助者は町の職員でございまして、記録をとりながら、その都度、整備をしながらやっておるというような状況でございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） じゃあ、そのときの始業点検簿があると思うんですけども、それをちょっとまた見せていただきたいと思います。

それから、こういうエンジンを焼きつけさせた原因というのは、どんな形で見られておりますか、ちょっとお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 点検簿につきましては、事務的な部分でございますので、これについては、この中での対応ということで、特に議会での提出ではなく、こういったものを閲覧していただくような形でよろしければ、そういった形で行いたいと思っております。

また、エンジンの焼きつきの原因でございまして、エンジンそのものを分解しないと原因は突き詰められないわけですが、最終的にはエンジンオイルの状況を含めた潤滑機能、エンジンオイルの潤滑機能が発揮していなかったのではないかと。そういった面が多分にあるということで、それが大きく要因として考えられるのではないかなということしております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それと、皆さん車を洗っておられるので、よくわかると思うんですけども、エンジンをかけると、オイルの警告ランプがあるんですけども、これが消えると思うんですね。焼きつけを起こしたということは、これが赤でつき放しだったということだと私は思います。そういう車にもかかわらず、乗って仕事に行けという指示を出した人に対しても、かなり責任があると思うんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、通常、親切班の作業員からそういった点検の報告、始業点検も含めた報告を受けて、土木課の職員がそれを確認しながら自動車整備士と調整をしてきた。その中で、実際、5回ほど修理を行っております。

例えば、オイルフィニッシャーの修理、オイルの油圧計、圧力のフィニッシャー修理とか、DPDスイッチ、いわゆるDPDというのはすすを燃やすスイッチでございます。そういった部分の修理、またアイドルリングのアップスイッチとか、またピニオンクラッチセットといったもろもろの取りかえを行っております。また、フューエルフィルターエレメントキットというふうな取りかえも行って、全体で5回の修理を行っているということで、いろいろと駆使しながら修理を重ねておるということで、ただその原因追及までに及べなかったということが、その要因となっているかと思えます。

少なくとも、経常的にふぐあいが生じているというふうな状況は避けられないわけでございますので、最低でも小まめなオイル交換、またエレメント交換というのが必要であったということは、大変反省するところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） 確かにそのとおりでありますけれども、この車をちょっと検証するには、この車両はどなたが保管しておられるか、お聞きしたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この件につきまして、車両について、既に廃車処分をされているわけですが、その整備士等も直接ヒアリングしながら、その廃車後の車につきましては、適切に処分されたということで、整備工場から解体業者、これは名古屋に本社のあります会社で、岡崎とか西尾に支店がございますけれども、そちらに引き渡されたということでございます。

特に、我々としましては、当時の写真とか記録簿、こういったものがないかということで追及しているところでございましたけれども、実際、現在のところそこまでは至っていないというのが現状でございます。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） この車をこんなに早く処分しなきゃいかんかったかなと思うんですけども、先ほども検証しなきゃわからないよというお話もありましたけれども、これじゃあ検証のしようがありません。そう思いませんか。何か、僕はもっと本心の理由があったと思うんですよね。それをお聞きしたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 当時、補修をするのか、更新するのか、廃車するのかという判断につきましては、相当検討されていたと思えます。ただ、それを検証するに当たって、バイオ燃料を入れておりながら、その後の追跡調査が十分できていなかったというふうに、これは認めざるを得ないと思えます。これについては、大変申しわけなかったかと思えます。

ただ、その当時、補修費として100万円以上がかかるというふうな状況であったこと、またその部分の予算的な問題、また車検が4月ということになっておりまして、3月での状況ということで、前担当者も含めたいろんな面で確認しましたところ、任意保険の関係、年度またぎというようなこともございましたので、親切班体制も事実上1台なくても今の時点は稼働している状況でございますので、そういった面でも廃車という選択を庁内でさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それはわからんでもないんですけども、手続さえすれば廃車はできるものです。現物を残して、廃車して、保険とか、そういうものはできるわけですから、それをなおかつやったということは、何か私に関しては納得いかないなどということがあります。

それから、これ450万円もかけて損害を与えたことに対して、担当者としてどんな気持ちでおられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 実際、エンジンにつきましては、なかなかそういった面で現物が無いという中で、証拠となるものがないか、そういったものも私自身も調査をしたわけですけども、残念ながら物が無いという状況でありました。

ただ、できる範囲での当時のヒアリングを行いながら、整備工場への整備士、メカニックへの原因追及を行っているわけですけども、その中でも、これは製品はいすゞなんですけれども、そのメーカーからも、なかなかバイオ燃料を入れたことによる時点でノークレームという部分もございまして、原因が複雑になるといふところ辺から、追及は難しいというふうに考えております。

また、このバイオ燃料のものと提供しております太田油脂に対しても私ども直接ヒアリングしまして、使用済み食用油売買契約書に基づきまして、その責任を追及してみたんですけども、実際にその品質につきましては、ほかへ出荷しているものと同等の、今、国交省が示している品質は確保されているという結果が来ておりますので、そういった面でも、この燃料の品質については問題がない。そういう面では、このバイオとやかくではなく、実際にこの整備の状況が怠っていたというふうなことが言えるのではないかと思います。

ただ、これにつきましては、特にこのバイオ燃料を入れた部分で、これは国が出しているガイドラインでは、6カ月点検のみならず3カ月点検をするべきだといふようなこともガイドラインとして示しておりますので、そういった面で、日常点検、こういったものに十分対応できていなかったということが反省するところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目一成君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） まず、町長に答弁を求めたいと思います。

久方ぶりの6月補正予算ということの私は受けとめ方をいたしております。そもそも、6月補正予算というものの考え方、これはどういうふうにお考えなのか、まず答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 補正予算につきましては、6月につきましては、通常は当初予算を組んだばかりで、すぐやるべきではないというふうな考え方を持っております。

以前、どなたかも、それは必要のあるときはやればいけないかというお話もされ

た経過は存じ上げているところでありますけれども、特に緊急やむを得なく行うものについては、9月を待たずでも、なるべく早くして対応をとりたいということで、今回はそのようにさせていただいたわけでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何か嫌みたらたらと言われるようですが、私は確かに申し上げた。必要があれば、6月補正もいいじゃないかと言ったとき、あなた方は何と言った。私が6月でもやればいいじゃないかと言ったときに、あなた方は何と言ってきた、答えてきたかということ、私は町長を含めてお伺いをしとるわけです。どういう対応をされてきたのかということと、今回、6月補正をされたということとの問題、関連性はどうかということのお尋ねであります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど申し上げたように、今、必要があったということで、今回は提案をさせていただいておるわけでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その必要があればというのは、提案者の必要性の問題だ。じゃあ、その必要度は誰が理解をするのか。議会から、おいやったらどうかと言ったら、あなた方は、それじゃあ組むか。要は、予算編成者の尺度なんです。何を必要とするか。その関係については、ずっと一定の経過から含めてくるならば、考え方はきちっとされておったはずなんだ。必要があればという曖昧模糊のような判断じゃなく、それをお尋ねしとるわけです。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど申し上げたように、町民の要望が非常にあったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 再度確認をする。

過去のことはともかく、あなたの答弁は、町民の要望があったからやったんだと。間違いないですな。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） いろいろ物は考えようがありますけれども、いろいろ一つ一つについて町民の皆さんからの御要望もあるし、今の時期に対応しなきゃまずいだろうというものもある。そういう総合的な判断で、今回やらせていただきました。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 過去の事例から言いますと、率直に申し上げて、大浦町長の1期目の後半部分から6月補正予算というものはなくなってきた。なぜかと言ったら、先ほど町長も答弁されたように、当初予算で年間を見通した予算を組んで、3カ月もせんうちにすぐ補正だと。これは理屈に合わんじゃないかという理屈に通った話なんですよね。それはそうですわ。

議会のほうも、私が入ったころは、6月補正の予算ねだりもするわけだ、議会のほうや、あるいは議員のほうかね。あれやれ、これやれ、当初予算に漏れとったじゃないか

と、6月があるじゃないかと言って、議会や議員のほうで、言葉が悪くて御免だけど、おねだりをする。当局のほうも、そうだわねと言って、6月補正は定例化しとるから、よっしゃとやった。これが歴史の経過だ。

大浦町長のころに、それはまずいと、せめて半年間ぐらいは当初予算を見通した中で年間予算を組んだもんだ。そうぼろぼろじゃないかと言って、なくなった。なくなったときに、その後の町長も含めて、6月補正の基本的な考え方は何かと、そういうものも明らかにされてきた。町長の言うように、町民の要望があれば、内容を見きわめて、よっしゃ、よっしゃなんていう、そんな選択肢はない、迎合だ。当時は、私はそうだとすることは申し上げておらん。あなた言われように、誰かさんと、誰かさんというのは、私が言ったわけだ。必要あればやればいいじゃないかと言ったときに、あなた方はそういう答弁をしてこなかった。

どういう答弁したか。それは制度的に改廃がされて、予算の補正をしなきゃならんような状況があったときには、6月の補正予算を組みましょうと。それ以外に、町民の要望、よっしゃよっしゃと。選挙が近いからな、選挙を控えてちょっと点数とらないかなかなと、そんなよこしまな考え方はない。というのがずっとやられてきたから、ともかく当初予算が年間見通しを組んだ。組んだけれども、手違い、間違い、勘違いというのは誰でもあるし、町民の要望もあるから、6月補正組めと言ったときには、嫌だ、嫌だと、さんざん拒んできた、あなた方。今じゃあ、町民の要望があればと。しかも、伊藤宗次言ってきたじゃないかと、そんな切り返しをしたって、そんな議論にならんわけだ。あなた方どういう立場をとってきたのか。あなたも、副町長、助役という形で経験してきて、6月補正のあり方については、私がる述べなくても、わかるとるはずだ。そういった点で、再度答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤議員のお話は拝聴させていただきますけれども、今回におきましては、老人福祉センターのところゲートボール場の屋根とか、大風が吹きまして、穴があいて、老人の皆さんが困っていらっしゃる。それから、先ほどの皆さんからありますいろんな内容につきましても、早急に対応すると、6月から対応したいというような問題もございます。

このダンプにつきましても、確かにいろいろな問題がございますけれども、町民の皆さんが親切の皆さんにつきましても、非常に待望している。早くそういう体制をつくって地域をきれいにしていきたいということも考えまして、今回やらせていただくものでございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の6月補正は、老人いきがい対策ということで、ゲートボール場のテントが破れたじゃないかと、親切ダンプがエンコしちゃったわなど。そら、理由なんか幾らでもできるわけですよ。補正予算を組んだときに、どういうへ理屈・は理屈という、またどこかの文書に書かれるけれども、へ理屈・は理屈つけばどんどん出るわけです。

例えば私が言えば、老人いきがいのセンターの関係で、里ゲートボール場の、あれは

三つに分かれとるな、シートがね。真ん中が破れた。東西は、何が残ったのかという点から私がぱっと見たときに、これは明り取りがいいじゃないかと、明るくなっていいじゃないかと。それをあなた流に言えば、そういうふうになる。立場が違えば、考えが違ふ。しかし、東西は二重シートできちっとしとるわけだ。真ん中は1枚だけで、明り取りをしとったということもあって、風にあおられてびらっとやったら、あれ全部ずっと取ってみれば、きれいになるわ、明るくなるわ。夏の日照がえらいわと言ったら、暑かったら東西に分かれれば、そこはまた日陰になるじゃないかということも含めていくなれば、今までだったらそういう対応をする老人クラブ等に、いや、もうちょっと待っててくれと。3月に組んで、すぐに6月というのは、やっぱりまずいと。9月までちょっとえらいけれども、両側に日陰になるシートもあるじゃないかという対応をしてきたはずですよ、あなたは。

ですから、私は通告の中で、じゃあどういう対応をされたのかと。これから組んで、教訓は何かと。ほかにもありますよ。そういう、破れたついでだから、真ん中びっと破れたほうがかえっていいじゃないかという選択肢も出てくる。それがいいということじゃない。どういう検討をされてきたのかと、こういうことをお尋ねしとるわけでありませう。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 屋根つきのゲートボールのほうに入っちゃったらちょっとまずいかなと思うんですけれども、今おっしゃるんで、要は、性が抜けちゃっているんです、現実には。私は最初は、あそこだけぺたっと上だけをやってほしいということをやったわけなんですけれども、現状、行ったら、とてもじゃないがだめだと。これはもうどんどんどんどん行っちゃうと。

老人福祉センターにお越しになった老人の皆さんがせっかくゲートボールをやるのに、それはかわいそうだなということで、あえて今回、そのような形で行いましたけれども、6月補正の考え方につきましては、伊藤議員が先ほどおっしゃるように、緊急性の問題も考えまして、今後もさらにもし緊急性があるものについてはやらせていただくけれども、当面、3月で予算を組んだものについては、9月まで辛抱していただくというのが原則かなと思いますけれども、今までの経過はそういうことだったと思いますけれども、地域の皆さん方のいろんな御意見を伺いながらやってまいりたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この補正予算の内容が議会で議案説明された、その後に、現地に行ってみてきて、またきのうも行ってきましたが、うまくきれいに取っちゃったな。前はびろびろだったぞ、丸がびろびろと。あんたたち何か言うと、今度はきれいにさっとやって、まだ全部は取ってへんわな。性が抜けとるのは、びっとやれば、びびびときれいになっちゃうわけだ。あんたたち賢いなと。そんな話はいいや。

要は、今回、こういう形の中で、この設置が2,760万円ですか、約半分がテントのシートということで、ほかの屋根つきのゲートボール場は、形としてはかまぼこだ。あそこはサーフィンかな。波が、ウエーブがある。ウエーブがあるということは、そこ

に風の当たりが違うわけですね。そうした点からいくと、あの形状を変えるのが一番いいかなと思うけれども、そんなことになるとうらい金になるもんだ。

そうしたときに、やっぱりそっちの選択肢としては、強度のある材質を使ったシートにしてもらいたいなというふうに思うわけですが、ここでほかのほうにいきますと、ポリエステル塩ビコーティングという形になっております。これでやられるのかどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回の里ゲートボール場のテントの素材でございますが、現在のものにつきましては、ポリエステル布にフッ素コーティングのしてあるテントでございます。現在の現状を見まして、先ほど議員言われるように、このままでいいのかということも含めて検討させていただきまして、さらに強度の強いもの、現在のフッ素コーティング処理のしてあるものの1.5倍ぐらいの強度があるということをおっしゃっておられるポリエステル布に酸化チタン光触媒コーティング処理のしてあるテントを採用したいということで考えております。

ちなみに、厚みにつきましても約1.2倍、耐用年数も、現在のフッ素加工のものにつきましても10年程度と言われておりますけれども、15年から20年と言われております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 対応する老人クラブの会長に、おい、1,300万円はちょっとえらいじゃないかと言ったら、長年社会に貢献してきたんだ、目つぶってくれやという話もお聞きをしました。

だから、私はそれを否定するものじゃないですね。要は、形の中できちっとしたものをつくって、長もちするようにやっていただきたいということと、もう一つは、先ほどの冒頭に戻るけれども、6月補正については、必要があればやればいいじゃないかと言ったときは、誰だそんなこと言ったやつはなんて切り込みをして、ちゃんちゃんばらばらなんかやりたかねえだ。

だから、問題はそこまで行ったということですが、要は、そういう形の中で、材質の関係、あそこの形状を何とかしたいなというような思いはいたしております。しかし、それを今やればもっとお金がかかるんで、あの形状を生かしながら強度のあるものを作っていただきたいということを申し上げておく。

予防接種の関係からいけば、20代だ、40代だという年代特定がされておりますけれども、そうじゃなくて、要はこのワクチン、予防接種の関係の歴史からいきますと、小児ワクチンということで、生ワクチンだ、あるいは三種混合だと、あるいはこれについてはいろいろあって、今、障害を持つとる人たちも、小児ワクチン、生ワクチンなのかというような形の中で、ワクチンに対する接種に対して国民的な運動やら反対運動が起きて、行政のほうがびびって、ワクチン全般を一時期手を引いたというのはちょっと語弊があるけれども、ワクチン接種については慎重になっちゃって、あれもやめ、これもやめと、そういうはざまのときに、その該当する年齢におった子どもたちが成人を迎える、あるいはそれに該当するような、いわゆる予防接種そのものが非常に端境期にあ

ったときの問題が、今、風疹という形の中でやってきた。

という点からいけば、やっぱり生ワクだ、あるいは加熱処理だというような形の中で、国の政策がうろろうろしてきてきた。その被害者が現にあるんだという点からいけば、私はその対象として救済の関係は幅広く捉えていくべきだろうなというふうに思います。

それと、あわせて時限の年度限りのやつだよといったときに、じゃあ幸田町は今後どうするのか。県補助だと言っても、県補助がなくなっても、それに該当する、あるいはそういう危険性を持つ子どもたちと言ったら語弊になるな。町民は見えるわけですよ。そういう人たちが件数的には年々減っていくだろうといったときに、制度的に我がまちとしてこの問題はどうかというのが一つの問題。

それから、年度限りであったとしても、これは年度限りの関係は、事務委任と。償還払いの5,000円、5,000円もらうために仕事を一日休んでという選択肢かどうかなって来るときには、償還払いじゃなくて、受領委任という形が選択できないかどうか。二つについて答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） テントにつきましては、議員おっしゃられるとおり、私ももしっかりと検討して対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願います。

それから、風疹のワクチンの接種の対象ということでございます。先ほどもほかの議員のときにも御答弁申し上げましたが、未接種の時期がありました。この方たちの接種率が確かに低いというのは私も承知をしておるところでございますが、先ほど申しましたように、今回は、いわゆる風疹に妊娠をした方がかかると、その胎児に影響があるということがまず一番の大条件でありまして、その部分の方についての対応をさせていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、今後の補助の関係につきましても、先ほど県の考え方もちょっとお伝えをさせていただきましたが、町におきましても、当然、これは今後の風疹の流行ぐあいも含めまして当然考えていくべきであろうというふうには考えております。

ただ、さっき言いましたように、ほかの市町村の動向、県の動向も含めまして、その辺をあわせて検討していきたいということで考えておりますが、当面は今年度限りということで取り扱いをさせていただきたいと思っております。

それから、事務委任の受領委任の関係でございますが、受領委任につきましても、これは簡単に言いますと、接種をしたい方が医療機関の窓口に行くと、打って、何も払わず、もしくは一部の負担をして、それで完結をするということでございますが、いかんせん今回の方については、対象者というのが実は定めてございます。この対象者の方々を医療機関で判定するというのは、基本的にはなかなか困難であります。そのために、当然、まず一旦申請行為を起こさなければならない。こういった手続というのは、当然必要になってくると思っております。これは、今回の申請をしていただく行為と同じということですし、さらに委任の支払いにつきましても、医療機関と実は全て調整契約行為を行わなければ、その医療機関で行っていただくということについてお願いができません。これがどこの医療機関で行われるのか、これは私どももわかりませんので、その時々

そういった調整契約行為を行わせていただくということは、受診をする時期がさらに遅くなってしまうというのがありますし、医療機関によって、いわゆる自由診療でございますので、単価が多分違うと思います。

そういった意味では、それらの調整も含めまして煩雑になるということで、この受領委任というのは、岡崎医療圏の範囲でしたら何とか可能でございますけれども、それ以上に広げるというのは難しいということで、今回はこの償還払いという対応をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、私は受領委任をなぜやるかと言ったら、それは一つは、時限立法で、今年度限りだったら、受領委任はまあひとつというのも出てくるだろう。しかし、要は、あなたも言われるように、一応、今年度限りの時限立法だけれども、県のほうも今後の流行の状況を見ながらさらに検討したいということであれば、私は受領委任という形で、より周知、あるいはよりその対象者が医療機関に行かれるような、そういう条件づくりを、基盤づくりといいますか、それを一つは必要性とあって、受領委任という選択肢が出てくるであろうなというふうな感覚で物を申し上げました。そうした点で、今後の動向も見ながら、私は基本的には受領委任という形の中でこの問題が対処され、改善がされていくことを求めていくものであります。

次に、親切ダンプの関係で、年式とか走行距離、それからオーバーホールの関係は、大体お聞きしました。時間がないので、再度の関係は抜きます。エンジン仕様は何か。このオーバーヒートの関係で、ある日突然、そういうエンジン不調を起こしたのかどうなのか、説明答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 受領委任につきましては、先ほどお話ししましたように、とりあえず今これで実施をしていきますと、当然、年度末以降につきましても、次年度以降の対応については検討していくと。

県内の体制も全て整い、そういった状況も含めながら、当然、その受領委任の中で対応ができるということになれば、当然考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それでは、この廃棄となったエンジンの仕様でございますけれども、そもそもこの車につきましては、平成17年に、当時、12社による入札で手嶋オートが落札しましたものでございます。17年の4月28日に自家用小型貨物ダンプということで初回登録されたものでございますけれども、いすゞのエルフで、最大積算量は2トンという形でございます。5足マニュアルの乗車定員3名ということで、エンジン、原動機の形式につきましては、4.77リットル、約4.8リットルの軽油燃料のディーゼルエンジンということで、130馬力ということでございました。

なお、平成17年のNOx・PM対策地域としての低PM認定車ということでございました。

なお、先ほど申し上げましたように、平成21年の7月にバイオディーゼルに車検登

録の変更も行っているというふうな状況でございます。

また、それ以前からそういった兆候があったのではないかとということでございますけれども、先ほどもお答えさせていただいたように、ある程度のランプ等の異常がございました。そういった面では、その原因追及、修理も含めて、なかなか十分に行われていなかった部分があるのではないかとということと、この廃車に至る前、2週間ほど前ですけれども、運転者のほうから同じように異常音があるということで、2週間前に運転者から町の職員、また整備者のほうに相談をして点検を行っておりますけれども、その時点でも特に異常等を追求できなかったということが、その時点で停止しておれば、エンジン焼きつきまではなかったのかもしれませんが、そういった面では、我々の部分としても、オイル交換、こういったものを小まめに行いながらというところ辺りが欠如していたのかなというところは、大変反省するところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 整備記録及び点検記録については、資料として提出ができるか、できないか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、点検記録等、引き継いでいるものがございますので、そういったもので出せる範囲のものを検討しながら、残っているものがわずかではございませんけれども、そういった中で検討したいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そんなもん、出せる範囲と、誰が範囲を考えるの。廃車すると、廃車しちゃって、もう車あらへんと。私流に言わせれば、証拠隠滅を図ったなど。そんなふうに言われても、出せる範囲のものは出しますというのは、範囲の特定なんて誰がやるのかということですよ。

私がなぜこだわるのかと言ったら、ある日、突然ですわ。2時間前に不調だというのは、エンジンオイルの点検がきちっと必要量が満たされているかどうか。それから、軽油たる、あるいはバイオ燃料の問題がある。竹本油脂へ給食センターの廃食用油を持って行って、そこでバイオ燃料になってくる。そうしたときに、燃料の混合をやったんじゃないのか。軽油でなきゃいかんのを、バイオ燃料に変えて、バイオ燃料でありながら、軽油をやってきたというトラブルは、これはエンジンをぶっ壊すわけだ。という点から、通常から今日、相手はいすゞだ。いすゞのエンジンというのは、私はほれこんどるとは申しません。そんなことは言っつるわけじゃない。要は、オイルが適切であったか、燃料が適切であったか、もうそれしかないんです。ある日、突然、びしゃっととまるなんていうのはね。

そこら辺の原因究明をするときに、証拠隠滅を図りましたが、出せる範囲だというのはあかんのでな。たまたま私の所属とする委員会に回ってきますので、じっくり話をしましょう。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 大変失礼しました。資料につきましては、提出させていただくということでお願いしたいと思います。

また、バイオ燃料の導入方法につきましては、燃料タンク内の洗浄を行った上でバイオ燃料を投入する。もちろん、洗浄も当時どうだったのかという部分がございます。ただ、これについては記録が残ってございませんので、そういった面では、今、ガイドラインで示されている、そういったオイル交換、オイルエレメントの交換を頻繁に、また3カ月点検を推奨しているということでございますので、そういった日常点検をしっかりと行っていくことが大前提であると。また、もちろん今議員が言われたように、記録をしっかりとるという部分も教訓に受けながら対応したいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第36号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま一括議題となっております第30号議案から第36号議案を、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託いたしました議案の審議結果を来る6月25日までに作成し、6月26日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、明日6月14日は本会議となっておりますが、質疑は本日既に終了しました。よって、明日6月14日の本会議は休会といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、6月14日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、6月26日午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

大変長時間、御苦勞さまでありました。

散会 午後 2時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年6月13日

議 長 大 嶽 弘

議 員 中 根 秋 男

議 員 杉 浦 あきら